

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十五号

平成十八年五月十日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 石田 祝稔君

理事 今井 宏君

理事 平田 耕一君

理事 吉川 貴盛君

理事 達増 拓也君

理事 江渡 聡徳君

理事 岡部 英明君

理事 北川 知克君

理事 佐藤ゆかり君

理事 塩谷 立君

理事 長崎幸太郎君

理事 橋本 岳君

理事 藤井 勇治君

理事 松島みどり君

理事 望月 義夫君

理事 山本 明彦君

理事 大島 章宏君

理事 吉良 州司君

理事 佐々木隆博君

理事 三谷 光男君

理事 塩川 鉄也君

新藤 義孝君

増原 義剛君

近藤 洋介君

榎屋 敬悟君

小此木八郎君

片山さつき君

近藤三津枝君

清水清一朗君

平 将明君

野田 毅君

早川 忠孝君

牧原 秀樹君

武藤 容治君

森 英介君

石関 貴史君

川端 達夫君

北神 圭朗君

松原 仁君

高木 陽介君

武田 良太君

二階 俊博君

西野あきら君

片山さつき君

竹島 一彦君

政府特別補佐人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

山崎 穰一君

高部 正男君

佐渡島志郎君

加藤 治彦君

草賀 純男君

宮本 敏久君

奥田 真弥君

迎 陽一君

深野 弘行君

西川 泰蔵君

石毛 博行君

小平 信因君

細野 哲弘君

高原 一郎君

広瀬 研吉君

中嶋 誠君

望月 晴文君

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

同(長浜博行君紹介)(第一七四五号)

同(吉田泉君紹介)(第一七四六号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

官製談合防止に向けた法改正を求める意見書

(東京都江東区議会)(第三九三八号)

新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書

(北海道釧路市議会)(第三九三九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第六一四号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○石田委員長 これより会議を開きます。

この際、理事補欠選任の件についてお諮りいた

します。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつ

ております。その補欠選任につきましては、先例

により、委員長において指名するに御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

それでは、理事に榎屋敬悟君を指名いたしま

す。

○石田委員長 経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務局経済取引局取引部長舟橋和幸君、公正取引委員会事務局審査局長松山隆英君、金融庁総務企画局参事官山崎一君、総務省自治行政局長高部正男君、外務省大臣官房審議官佐渡島志郎君、財務省大臣官房審議官加藤治彦君、財務省大臣官房審議官草賀純男君、農林水産省農村振興局企画部長宮本敏久君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官奥田真弥君、経済産業省大臣官房商務流通審議官迎陽一君、経済産業省大臣官房審議官深野弘行君、経済産業省大臣官房審議官西川泰蔵君、経済産業省製造産業局長石毛博行君、資源エネルギー庁長官小平信因君、資源エネルギー庁次長細野哲弘君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長高原一郎君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長広瀬研吉君、特許庁長官中嶋誠君、中小企業庁長官望月晴文君、国土交通省大臣官房審議官加藤利男君、国土交通省自動車交通局長松尾庄一君及び環境省地球環境局長小林光君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉川貴盛君。

○吉川委員 実は、私は経済産業委員会に所属するのは初めてでございます。そして、きょうは初質問の機会をいただきまして大変緊張感でございますので、ふなれな点も多々ございますからお聞き苦しい点があるかと思いますが、どうぞお許しをいただきたいと存じます。

最初に、これは「各委員会所管事項の動向」という衆議院の調査局が出している冊子でありますけれども、経済産業委員会のところを私はめぐって

きょうは、その多岐にわたる所掌あるいは所管の中から、エネルギー問題と地球環境問題、この二点に絞りました質問をさせていただきたいと存じます。

最初に、エネルギーに関しまして質問をさせていただきます。エネルギーに関しましては、我が国におきましてのエネルギー自給率はわずか四％、諸外国と比較して極めて低いわけでございます。

他方、現在のエネルギー情勢というのは大変大きく変わりつつあるんだらうと私は思っております。米国に次いで世界第二位のエネルギー消費国となった中国では引き続きエネルギー需要が急増をしているところでありまして、二〇〇〇年から二〇〇四年の四年間を見ましても、世界の石油需要増加の三分の一を中国が占めている。さらに、世界のエネルギー需要全体も今後ますます増加していくことが見込まれておりまして、IEAの見通しによれば、二〇三〇年には現在よりも六〇％も増加をするのだらう。他方、供給面を見ても、産油国側において生産能力の拡大がなかなか進んでおりません。そういったことを考えますと、世界のエネルギー情勢はますます厳しい局面を迎えているのではないかと言わざるを得ないと思ふんです。

このような状況下におきまして国民生活や経済活動を支えていくためには、エネルギー安全保障の確立に向け、各国にも増して積極的に取り組むべきと私は考えるところでございます。ところが、残念なことには、今のところ国内のエネルギー問題に対する危機感はまだまだ足りないのではないかと実は危惧をしている一人でもございます。

そこで、原油価格の高騰の原因について伺いをしたいと思ひますが、原油価格が七十ドルを超える非常に高い水準で推移いたしております。九〇年代後半までは二十ドル以下で比較的安全に推移していたことを考えますと、この数年間の間に三倍以上も価格が高騰したということになるのでありますが、最初に、この原油価格の高騰の要因について、経済産業省の見解を伺っておきたいと思ひます。

○細野政府参考人 お答え申し上げます。今御質問ございました原油価格の上昇でございますけれども、さまざまな要因が複合的に重なった結果であるというふうに認識をしております。すなわち、まず第一に、今御指摘もございましたように、中国とかインドを初めとする世界の石油需要が非常に伸びておること、それから、これも同じく御指摘ございましたように、OPEC各国のいわゆる原油の生産余力、こういうものが非常に小さくなってきていること、こういうことで、需要、供給、両面にわたる構造的要因がまず考えられると思ひます。

これに加えて、最近でございますと、イランの核問題の深刻化あるいは不透明化、それからナイジェリアの内政によりましてこの原油生産の混乱、あるいはアメリカのガソリンの在庫、これは、需要期を迎えまして米国市場において需給が逼迫しているというようなこともございまして、こういった短期的な懸念が高まっていることも挙げられると思ひます。

さらに申し上げれば、今申し上げましたこれらの要因に絡みまして、いわゆる短期資金、こういうものが市場に流入をしております、こういったことも相まって原油価格が現在のこのような状況になっていると認識をしております。

○吉川委員 世界のエネルギー市場が大きく変わっております中でエネルギーの安定供給を図るためには、国際的な取り組みが大変重要な課題となっていると私は思ひます。

そこで、四月、先月になりますけれども、カタルドで国際エネルギーフォーラムが開催されたところでありますが、産油国と消費国の双方が一堂に会してエネルギー問題を議論する会議であるとお聞きいたしております。原油価格が過去最高を更新するという状況の中で、この原油価格の高騰問題について議論する最適の場だった、私はこう思っておりますが、二階大臣が出席をされま

れども、経済産業委員会のところを私はめぐって管事項というのがございまして、ここに書いてございすのは、まず景気動向とか、あるいは新産業創造戦略の策定ですとか、さらには産業人材の育成支援、地域経済の活性化、企業制度の見直しですとか、創業・ベンチャー支援、さらには産業再生機構等による再生支援、そしてまた通商政策、この中には自由貿易協定やあるいは経済連携協定等が書き記されてございます。さらには中小企業政策、中小企業金融の円滑化、政府系金融機関の見直し、そしてまたまちづくり関連施策の見直し、中小企業組合制度の見直し、特許法及び不正競争防止法の改正ですとか、そしてまた資源・エネルギー政策、この中には東シナ海の資源開発問題、原子力政策に関する動向ですとか、そしてまた京都議定書の目標達成に向けた省エネルギー対策の推進、容器包装リサイクル法の見直し、独占禁止政策ですとか、本当にこの経済産業委員会というのは多岐にわたって所管をしておるところであります。

なお、経済産業省、二階大臣を初め皆様におかれましては所掌事務というのは、エネルギー政策も今申し上げましたのももちろんそうでありまして、まちづくり、中小企業、ものづくり、人づくり、環境問題も含めて、本当に多岐にわたっているところでございます。そういう意味におきましては、我が国におきまして、中小企業を初めとする、エネルギーから環境問題等を考えますと、極めて重要な事務事項を所掌されているわけでございます。大臣を初め皆様の責任というのは、極めて重い責任を感じながら毎日御苦労をいただいているのかなというのを私は強く認識させていただいておるところでございます。特に、私もこれは全く知らなかったところでありまして、教育関係だと思っておりました塾も経済産業省の所管だということでございます。大変びっくりいたしましたところでございます。

最初に、これは「各委員会所管事項の動向」という衆議院の調査局が出している冊子でありますけれども、経済産業委員会のところを私はめぐって

したこのカタルでの国際エネルギーフォーラムにおきまして、大臣としてどのようなメッセージを発信され、あるいは各国からどのような受け止められたと考えているのか、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○二階事務大臣　まず、答弁の前に、吉川議員から、経済産業省が今担っております重要な課題についてそれぞれ御開陳がございましたが、大変な御理解をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

お尋ねの国際エネルギーフォーラム、IEFであります。ちようど、世界各国から五十九カ国、六つの国際機関が参加をいたしました大変重要な会議でありました。殊に、開かれた会議はまた定期的な会議であつたわけでありまして、石油エネルギーがどのように高騰しておつて、何らかの手を打たなくてはならないという国民の皆さんからの声もあり、重大な時期にまことにいいタイミングでこの会議が開かれた、私はそう認識し、この会議を大いに活用しなければならぬと思つて、まずこれに臨んだ次第であります。

そこで、私は、開会冒頭の第一セッションの最初のスピーチとしてのチャンスを与えられましたので、産消対話、いわゆる産油国と消費国との対話の最初のスピーチとして、石油価格というのは、我々消費国にとっては安ければ高い方がいい、あるいは産油国にとっては高ければ高い方がいい、これは表面的にはそう受けとめられる向きもあるわけですが、我々はあの第一次オイルショックという大変な経験を経て、その経験から見て、今申し上げたようなことは産油国にとつても消費国にとつても適切ではない、安定供給の状況をつくり出していくことが産油国にとつても消費国にとつても、また国際的に地球全体の発展にもつながっていく。そういう基本的なスタンスを踏まえて、私は、省エネルギーの推進、そして投資の拡大、市場の透明性の向上、この三つの課題に取り組むことが重要であるという我が国の従来の主張を強調してまいりました。多くの出席者

から賛同を得るとともに、会議の結果の取りまとめの中に総括としてこれらの意見は盛り込まれた次第であります。各セッションにおきましても、日本の発言によるといふことで、随分多く取り上げられました。

また、サウジアラビアや、OPECの議長を今務めておるのは、御承知のとおりナイジェリアのエネルギー担当大臣がOPECの議長でありますので、こうした主要生産国のエネルギー担当大臣とバイの会談を重ねました。お目にかかった関係の数は二けたに達しておるかと思ひます。その際、私からは、石油市場の安定に向けた生産能力の拡大のために必要な投資を行うように求めるとともに、特にサウジアラビアからは、いかなるときも日本にとつて信頼できる供給者であり続ける、こういう明言がなされたわけでありました。

そして同時に、供給が今足りなくて、需要が多過ぎて今のような石油高騰の状況を醸し出しているわけではないと、よく、まるで供給側が供給を怠っているために、あるいは供給をセーブしているために値上がりをお願いしているんじゃないかというふうな声も聞かれるが、全くそういう事実はない、むしろ、演説あるいは口先のいろいろな宣伝に惑わされてそうしたことの結果を招いておるのであつて、我々の方も、我々の方というのは産油国の方も大変迷惑をしておる、こういうことであります。先ほど申し上げましたとおり、日本をよきパートナーとして、我々は安定した供給国であり続けたい、こういうこと。

同時に、他の国々のエネルギー担当大臣からのお話の中に、我々が心しなければならぬことは、日本との関係は石油の取引だけの関係でありたくはないと。つまり、もっと日本の文化や日本の歴史も学ぶと同時に、日本が今日このような繁栄を築いておることに對して我々が学ばなきゃいけない点はたくさんある、それは承知している、そのための交流をどんどんやれるようにしてほしいと。ですから、先般、小泉総理も閣議及びいろいろ

な場所でも改めて御指示をされておりますことの一つに、いろいろな国々へ国会議員の皆さんも政府の代表、閣僚も出かけるわけでありまして、おいでになる国は、集中して行つておるわけですが、これをもちと戦略的に散らしてといいますか、いろいろな国を視野に入れて訪問し、交流し、相手の御意見を聞く必要があるのではないかと。

私は、サウジアラビア初めいろいろな関係の皆さんの国々の産品を、例の一村一品運動の国際版としてとらえて御協力を申し上げておるわけでありまして、会談の前に私はその国の展示販売している品物を調べておりましたので、おたくの方のこんな品物については日本では大体このような値段で今成田空港で販売させてもらつておる、関西空港においても販売しておる、こういう事実を紹介いたしますと、大変驚いたような顔をすると同時に、その次の瞬間には、本当に日本がそこまでやってくれておりますかと。私は、その写真等を提示しまして、おたくの国のこともこのように我々は扱つておるといふふうな話をしてまいりました。

そうした一つ一つを大事にしながら、石油が高騰したから、石油が必要と供給のバランスが崩れたからといつて慌てふためいて石油ごい外交に飛んで歩くようなことではなくて、もっと常々からそうしたことを視野に入れて対応していく必要があるといふことを痛感した次第であります。

私は、今国会終了後、経済産業省の幹部を産油国等に重点を置いてそれぞれ派遣して、相手の国との間の十分な対話を重ねてまいりたいと思つております。各党の皆さんも、いろいろな機会に海外に御出張されるわけでありまして、必ず一カ国は産油国を回つてくるというふうな配慮をいただければ大変都合がいいのではないかと。日本国民の本當の気持ちを相手の産油国の皆さんに知つていただく、その努力が必要ではないかと。そういうことでありますが、引き続き、石油市場の安定化のためにも、現在の状況は異常であるといふことは我々も痛感しておりますので、あら

ゆる方策を講じて対応してまいりたいと思ひますが、くれぐれも国民の皆さんにお願いをしておきたいことは、石油エネルギーは十分余つておるわけですが、日本には備蓄もあるわけですが、民間の備蓄もあるわけでありまして、それを合わせれば一年分ぐらひは十分蓄えを持つておるわけでありまして、少々の市場関係者が意図的に流したのではないかと思はれるようなことにも余り反応を激しくなさらないで、そこは冷静に対応していただくということが一番、今私たちが対応していく上において御理解、御協力をいただいているものと思つております。

我々は、エネルギー問題の責任者としての責務を回避するつもりは全くありませんが、今、言われるほどの問題ではない、言われるほどの状況に追い込まれているわけではない。その中から、新エネルギーの問題、省エネの問題等重ねながら、堂々たるスタンスで産油国と対峙していくことが大事だ、私はそう思つております。

○吉川委員　カタルでの二けた以上の国の方々との会談の中で大変精力的に二階大臣が御活動されてきたことを今御開陳いただきまして、大変安心をいたしました。特に、今最後の方に大臣からお話をされました、石油エネルギーは余つていゝる、備蓄はあるんだ、冷静に対応をということ、これは、このメッセージをぜひとも資源エネルギー庁は国民の皆さんに対してしっかりとお伝えしていただきたい、このことが極めて肝要なことだ、今は答弁を聞いてそう思つた次第であります。

さらに、本年はロシアのサンクトペテルブルクのサミットも行われるわけでございますけれども、またそのことにつきましては関連性がありますが、この中で、G8サミットはエネルギー安全保障を重要なテーマとして取り上げるとも私はお聞きをいたしております。

そこで、ことしの三月にモスクワで行われましたG8エネルギー大臣会合に西野副大臣が代表されて参加されました。その折の、エネルギー関

係のテーマについて幅広く議論をされたと同つて
いるわけでありまされるけれども、この会合の成果
について西野副大臣からぜひお伺いをしておき
たいと思います。

○西野副大臣 まず、お答えをいたします前に、
吉川委員には、常日ごろ、政治的な問題に取り組
まれる姿勢の真摯さ、さらには、私どもが見まし
て、政治のセンスといいますが、そういうものの
すばらしさにむしろ仲間の一人として非常に敬意
を表しておきたいというふうに出ておられるこ
ろです。

今先生からお示しをいただきました、この三
月、モスクワで開催されましたG8エネルギー閣
僚会議の内容でございます。

先ほど来もお話がありましたとおり、この会合
は、もちろんG8のエネルギー関係の閣僚、二階
大臣が他の国際会議出席のために出席がかな
わず、私がかかりまして出席をさせていただく機
会に恵まれたわけでありまして、そのG8の閣僚とあ
わせて、それ以外に、お話のあります、エネ
ルギーの需要が急増しております中国それからイ
ンド等の閣僚も実は出席をいたしまして、文字ど
おり先進国と途上国との間でエネルギーに係りま
す安全保障の議論が実に活発に展開をされたわけ
であります。

内容につきましては、当然ながら、我が国の持
ちます、まず一つには省エネルギーの推進、それ
からもう一つは、エネルギー分野で投資促進を行
いますための何といったって環境が必ずしも整備
をされておられません。例えばインフラの問題もそ
うでございますし、あるいは国々によりまし
て税の体系も異なっておりますのでございまして、
そういう環境整備。それから、エネルギー市場が
いかに効率性を持って取り組むことができるかと
いう、お話のありました、七月にサンクトペテ
ルブルクで開催が予定されておりますサミットも
このエネルギー、省エネ問題がテーマになる、こ
のようにも聞き及んでおるところでございますし、
それに対する実は一種のエネルギー関係の事前の

会合、閣僚会議でもあったわけでございます。そ
ういう機会に恵まれたことは、私にとつても大変
いい経験と、また大変その責任の重さを実は感じ
た次第でございます。

さらに、それだけではございせん、この閣
僚会議の後、クレムリンでプーチン大統領とG8
のエネルギー閣僚だけの会合が開催をされまし
て、文字どおりエネルギーの安全保障についての
率直な意見交換が行われました。

冒頭は記者団もテレビも入っておりますが、
その中でプーチン大統領から、エネルギーの安全
保障問題について、特にエネルギーの大量多くの
埋蔵を有しておる東シベリアの資源に対して、太
平洋側の延べ四千二百キロほどにわたる距離に對
してぜひパイプラインを敷設しておきたいとい
う、日本にとりましては大変ありがたい、大変期
待をしております発言がまず飛び出してきたわけ
でございます、それを期待いたしておるところ
でございます。

その後、記者団が退席をされてから、これ
からメディアもテレビも記者もおられませんが
、どうぞ各国は存分に思ひの話をひとつしてい
ただきたい、ロシア側もしつかりとお答えをさせ
ていただきたいしお願いもしていきたい、こうい
う発言の中から、実のある会合になったというふ
うに私は思っております。その折に、日本が盛ん
にこの閣僚会議で発言をされている省エネとい
うのは例えば具体的にどういふものを指すのでし
ょうかというプーチン大統領からの問い合わせも
ございました。

そんな中で、私は、わかりやすく、例えば我が
国はトップランナー方式というものを採用してお
ると、その一例を挙げて説明いたしましたところ
でございます、そういうものに対しても大変関心を
持つて聞き及び、各国の閣僚も、我が国の省エ
ネ技術の進んでおることに対して大変な関心を抱
いておられたわけでございます。

こういうことの、私にとりまして、また我が国
にとりまして大切なエネルギー問題について、

G8閣僚会議でお互いに存分の話し合いができ
た、実のある会合ができたというふうにも思っ
ておるところでございます、今後エネルギー需要
が増嵩してまいります中で、原油価格のお話もあ
りましたとおり、これらの課題に対して、何か、
地球上で最も大きなエネルギーの埋蔵量を持つて
おるロシアの発言が一種の大きな光を与えてくれ
たようにも思っております。大変意義のある会合であつたというふうに出てお
ります。

○吉川委員 続きまして、原油価格の高騰の影響
について少しだけお伺いをしておきたいと思
うんです。

原油価格の高騰は我々の暮らしにとつても本
当に大きな問題でございます、経済や産業に對
しても大きな影響を及ぼしているのも申し上
げなくとも御理解をいただいているところだと思
いますが、例えば私の地元北海道、こしは非常
に雪が多い地域がございました。特に札幌も、
降った雪の量というのは平年並みでございました
けれども、寒い日、寒波が続きます、なかなか
雪が解けませんでした。その折に灯油が値上がり
をいたしました、市民生活にも大変影響を及ぼし
たということもございました。やつと桜前線が札
幌まで参りまして、暖房は最近使わなくなるとい
うというような状況になりましたけれども、御承
知のように北海道は北国でございますから、この
五月に入りましてはまだ暖房の必要などがある
わけでございます、この原油価格の高騰とい
うのは国民生活に及ぼす影響が極めて大きいとい
は思っております。

そこで、この影響を極力少なくするように万全
の対策をとることが必要であらうかと私は考
えております。先ほど二階大臣が大変すばらしい御答
弁をいただきました。国民に対してメッセー
ジを私も申し上げましたけれども、この原油価
格の高騰に対して今後どのような対策をとって
いくのか、簡単に結構ですから、御答弁をいた
さいます。

○細野政府参考人 お答え申し上げます。
外交的な取り組みにつきましては今大臣、副大
臣から御説明申し上げたとおりでございます。副
大臣、国内における国民生活あるいは中小企業を
含む関係のところに対する影響についても十分注
意を払ってまいりたいと思っております。

ガソリンでありますとか今御指摘にありました
灯油あるいは軽油、こういうものにつきましては
毎週その動向について把握をしておるところで
ございますが、あわせて、二階大臣の御指示も
受けまして、いわゆる産業への影響、こういうも
のについてもフォローアップをしております、し
かもそれを前倒しするというところで、先日、連
休の前でございますけれども、四月二十八日に、
まず大企業についての影響について調査したもの
を公表させていただきました。中小企業の関係に
ついてはおあわせて今調査中でございます、来週
中にもまた結果を御報告できるようにと思
います。

それから、具体的には、その高騰等によりまし
て中小企業の皆さん方に影響が出る場合がございます。
したがって、これまでいろいろな対
応を図つてまいっておりますけれども、特にセー
フティーネットなんかの融資制度、こういうもの
の活用については、引き続き細かい対応をす
るということと同じく四月二十八日に再度徹底さ
せていただいたところでございます。

それから、トラック等の運輸業、こういったも
のについての影響の大きななかにもかんがみま
して、いわゆる省エネ機器なんかを導入してい
ただくための諸制度あるいは予算措置についても御
活用いただくということで、広報と普及に努め
ておる次第でございます。

御指摘のように、国民生活、産業に対して非常
に影響の大きいものでございますので、引き続
き、関係の情報を把握の上、適切な対応を図つ
てまいりたいと思っております。各省とも十数回にわたり
まして局長級あるいは課長級の連絡会議をして
おりまして、各省とも適切な連携を図りながら対応

に努めてまいりたいと思います。

○吉川委員 昨日の新聞にも記事として載っておりましてけれども、ガソリンが百三十四・九円、十五年ぶりの高値ということでございまして、これは石油情報センターが発表された数値でございまして、レギュラーガソリンで、全国の平均店頭価格が前週よりも三・八円上昇して百三十四・九円と、湾岸戦争時の一九九一年二月に並ぶ十五年三カ月ぶりの高値となった、こういうことでございます。元売各社が五月一日から卸価格を一齐に一リットル当たり四円超値上げをしたため、前週比で三・八円の大幅な上昇は昨年四月四日以来となる、こういうような記事が載っております。

元売各社は、ことしの利益が七千億超だと私は聞きました。ここでは、小売店というのが本当に今日までの原油価格の高騰で苦しんでまいりました。そういった小売店のいろいろな実態も含めて、資源エネルギー庁として、この原油価格高騰に対しての対処方を私は強く要望しておきたいと思っております。これは要望にとどめておきたいと思っております。

このエネルギー問題につきまして最後に二階大臣にお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、各国においてエネルギー政策の見直しが進められていると聞いておりまして、日本政府内におきまして、エネルギー安全保障に重点を置きまして、エネルギーの国家戦略を策定しているときと聞き及んでおります。我が国のエネルギー戦略について、二階大臣の所見をお伺いしたいと思っております。大臣、時間がありませんで、簡単に結構でございます。

○二階国務大臣 吉川議員から、エネルギー問題に対して、大変深刻な状況であるという現状を把握されて、的確な御質問をちょうだいしました。私も、まず、そのことを参考に、今後対応してまいりたいと思っております。

申すまでもなく、エネルギーは我が国経済、産業にかかわるまさに生命線であり、この安定供給

確保こそ国家の重要な課題であり、まさにエネルギー安全保障にかかわる問題だと思っております。

また、国際的には、原油価格の高騰が、御質問にもありまして、中国やインドを初めとする世界のエネルギー需要の急増など、エネルギー情勢は急速に厳しさを増しているということに対して、認識を同じくしております。

特にまたアメリカ、欧州各国、さらに中国など諸外国におきましても省エネルギー施策の充実のためにいろいろな手を打っているわけでありまして、同時に、原子力に対する見直しなども盛んであります。まさにエネルギーに関する国家戦略の構築がそれぞれの国において進んでおるわけでありまして。

我が国におきましても、現在、エネルギー安全保障を軸とした新国家エネルギー戦略の策定に取り組んでおります。

具体的には、省エネルギー、特にこれは小泉総理の方針でもありますが、石油依存度の低減を図る、このことに重点を置いて、今後、あらゆる施策を展開してまいりたい。特に、原子力の推進、アジア諸国とのエネルギー問題に対する連携等も十分考えてまいりたいと思っております。

なお、今月の終わりでありますが、再々当委員会でも御説明を申し上げてまいりましたとおり、中国との省エネ・環境フォーラムを開催することにしたしまして、今精力的に準備を進めておるところであります。

また、新しいエネルギーを開発するいわゆる次世代の新エネルギーにつきまして、代表的なものをピックアップして、エネルギーパークなどの検討も今おおいに進めておるところであります。やれるものは何からでも対応していく、そして、議員からも御指摘がありましたとおり、我が国は石油資源が四割しかない、このことを念頭に輸入に頼らないと思っておりますので、議員各位の一層の御協力を心から願うものであります。

○吉川委員 時間がなくなりまして、環境と経済についても議論を深めたかったのでありますが大変残念でございますが、最後に、西野副大臣にどうしてもここだけは聞いておかなければならないという点がございまして。

一つは、はしょってお話をいたしますが、アジア太平洋パートナーシップの会議にも西野副大臣が参加されております。この点について、これからのアジア太平洋パートナーシップにおける取り組み、さらには京都議定書との関連性、そして環境税というような話も出ていますのでございまして、私、個人的にはこの環境税に対しては極めて疑問を持っているところでございまして、国民の皆さんに、例えば電気料金に付加して全部環境税をお支払いしていただきたいというような税だとすれば、中身は私まだ詳しくは聞いておりませんが、モラルハザードの問題が非常に大きな点になってくると思うんですね。要するに、税を納めているから省エネをしなくてもいいのではないかと、結果として二酸化炭素の削減というものが、京都議定書の目標を達成できなくなるのではないかと、私はそういう危惧の念を持っている一人でございます。

総合的に、アジア太平洋パートナーシップ、そしてこれから地球環境問題、CO₂削減の関連、さらには、最も大切なのは、我が国におきましては経済と環境の両立だということに私は思っております。その点を含めて西野副大臣の所見をお伺いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○西野副大臣 多岐にわたる御質問の内容でございまして、時間の関係で手短かに申し上げます。去る一月にシドニーで開催されました第一回の閣僚会合でございます。参加いたしましたのは六カ国でございますが、我が国と豪州、そしてアメリカ、韓国、中国、インド、こういう国でございまして、この中で京都議定書に加入している国、削減義務があります国は我が国だけでございまして、最大の排出国、米国が入っておりますし、第二位の排出国であります中国がまたこれに入っております。いわば、日本以外はすべて議定書の義務を負わない国々であります。そういう国々が入って、実は政府関係だけではありまして、特色は、主要な民間の企業の方々が代表して入っておられるわけでありまして。しかも八つのタスクフォースに分かれまして、それぞれのセクションで取り組みを検討する、こういうことでございまして。

大変大きな意義があり、京都議定書の枠をむしろ補足するといえますが、実効ある地球温暖化の防止を図るためには、京都議定書の調印国だけで約半分、あとの半分は非加入の国々に課題があるわけでありまして、そういう国々が文字どおり入りましてのエネルギー閣僚会議であるということに実はこのAPPの大きな意義があるわけでございます。しかも民間が入っている、こういうところをございまして、我が国はその中で、鉄鋼とセメントの分野について議長を果たして、積極的な働きをいたしておるわけでございます。

これも、ただ単に一月でその会合が終わっただけではありませんで、引き続き、実は先月でございまして、事務レベルと民間の方々が入りまして、申し上げました八つのタスクフォースの取り組みについて、官民挙げて総勢で三百三十名でございまして、我が国からは七十名の役所と民間の方が入りまして、第一回の実質的な会合が開かれたわけでございます。そういう意味で、私は非常に意義があったなというふうにも思っております。ところでございまして。

ですから、このことが今後のポスト京都議定書の枠を文字どおりフォローしたいしながら、かつ実効ある地球温暖化防止に役立つ仕組みとして、これから大いにこれを期待していきたいというふうにも思っております。あわせて、先生から環境税の話が出てまいりましたので、これは一言で言いたい……(吉川委員「一言で」と呼ぶ一言で)お答え

をいたしますならば、化石燃料に例えば税を課することによって、それに伴う地球の温暖化が防止されるというのならば、これだけですべてが終わるわけでございます。

私は、決してそういうものではない、このようにも思っておる次第でございます。むしろ我が国が追加措置を講じて目標達成、あわせて文字どおり地球環境の中で効果がある仕組みをそれぞれの分野で取り組んでいくべきではないのかな、こういう大きな課題に今直面している、このようにも認識をしておるところでございます。

○吉川委員 ありがとうございます。

○石田委員長 次に、榎屋敬悟君。

○榎屋委員 公明党の榎屋敬悟でございます。

限られた時間、議論をさせていただきます。大臣には、先ほど石油市場の安定化に向けた大臣の御決意は何いましたから、どうぞ、御予定があたりだと思えますから、結構でございます。今日は、私は、限られた時間ではありますが、タクシ業界のグリーン化の問題について一点議論をさせていただきます。

いわゆるデジタル式のGPS-AVMシステム、これは衛星を使ったタクシー事業者の配車システムであります。これをデジタル化しよう、これを促進する、これが省エネにつながる、こういうものであります。十八年度からNEDOにおいてこの促進事業が取り組まれておりまして、具体的には補助制度、民間のタクシー事業者に対して補助をする、こういうものであるようであります。

十八年度、新たにNEDOにおいて取り組まれるということでありまして、十八年度の資源エネルギー関係の予算あるいは事業全体の中でこれはどういう位置づけなのか、時間がありませんから簡単に、ポイントだけお答えいただきます。

○西野副大臣 お答えをいたします。今先生からお示しの分野は、本年四月に施行されました改正省エネ法に基づいて新たに予算措置を実施しよう、こういうふうな位置づけでおります。

ところでございます。

御指摘のデジタル式のGPS-AVMシステムでございますが、これはタクシーの効率的な運行を実現するという省エネ設備でもあるわけでございます。いまして、この問題は、国土交通省とも連携をしながら、申し上げましたとおり、本年度より関係予算を実施していこう、このように思っております。ところでございまして、これらに基づきまして、文字どおりの運輸関係の省エネ、そういう効果があるように積極的に導入を図っていききたい、このように思っております。

○榎屋委員 ありがとうございます。

お答えがありましたように、これは経産省と国土交通省が連携をされて十八年度から新しく取り組まれる、こういうことでありまして、とりわけ運輸部門における省エネ対策として私も関心を持っております。

そこで、きょう、連携をされておられます国土交通省自動車交通局も来ていただいております。聞きましたら、平成十一年ぐらいから国土交通省においてはこうした取り組みも、いわゆるデジタル化ですね、取り組まれているというふう聞いております。十八年度、今年度からは、今御説明がありましたように、NEDOにおいて石特会金の使った新たな取り組みとどういうことであるが、国土交通省においてはこういうふうな位置づけをされておられるのか、具体的な事業の内容も含めて御説明をいただきたいと思っております。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

このデジタル式GPS-AVMシステムと申しますのは、もう御承知のところでありまして、GPSを活用いたしまして現在のタクシーの位置情報をリアルタイムで把握いたしまして、また実車、空車の別もリアルタイムで把握することによりまして、お客様から電話等で予約が入りましたら、そのお客様に一番近いところの車を回すという配車システムのことを言っております。これによりまして利用者の呼び出し地点に一番

近い車を配車することができまして、タクシー業界で言っております無線配車の効率化、具体的には空車走行の削減、したがいまして、それに伴いまして省エネ対策、ひいては地球温暖化対策に資するものというふうなところでございまして、まいりたいと考えているところでございます。

○榎屋委員 今御説明ありましたように、両省において新たに取組まれる、国土交通省は十一年からほかの予算を使つてこうした取り組みをされてこられたようですが、話を聞きますと、全国で、タクシー業界、法人で八千ぐらいあるんではないか、二十二万台ぐらいの車が走っている。そうした営業実態を効果的に運営していこう、これは、単に営業効果のみならず、省エネに大いに寄与する、こういうことで国土交通省も以前から取り組まれている、それをまさに十八年度から新たな仕掛けにされた、こういうことであります。

そこで、具体的な事業の目的なり効果についていまいち聞きしたいのでありますが、NEDOが窓口になって補助事業を実施されるようであります。これは具体的な事業のスキームとしまして、国土交通省の認定を受けながらNEDOに申請をする、こういうことのようにございますが、事業全体のスキームを、きょうは高原さんにも来ていただいておりますので、具体的に、NEDOあるいは経済産業省、省エネの方の立場ではどうあるか、審査をされるのか、そして国土交通省とどういう連携をおとりになるのか、詳細を御説明いただきたいと思っております。

○高原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の支援事業にしましては、まず、事業者の方々に、このシステムを導入して行おうとする省エネの取り組み計画というのを作成していただきます。そして国土交通省の認定を受けていただくということにしております。その後、事業者の方々は、国土交通省の認定を受けたことを示す書類を添付していただきまして、そしてNEDOに所定の公募の申請書を公募期間、この五月三十一日まででございますけれども

も、に提出していただくことになっております。NEDOにおきましては、学識経験者から成る公募審査委員会に諮っていただきまして、予算の範囲内で補助対象を決定いたしております。特に、国土交通省の認定を受けて申請のあった案件につきましては、政策的な意義が高いということで、審査においても高い評価を得て、助成対象としておることとでございます。このような国土交通省さんとの連携型の案件でございますけれども、別の業種でございますが、同じような案件がございますけれども、昨年度、六十五件の国土交通省の認定を受けたものがございまして、すべて採択をされております。

以上でございます。

○榎屋委員 ありがとうございます。

そこで、これから私の問題意識なんでありまして、まことに運輸事業者、とりわけタクシー事業者のグリーン化、省エネ対策でありますけれども、いろいろ伺いますと、参加事業者、いわゆる補助を受けようという、国土交通省の認定を受けてNEDOに補助金の申請をされる事業者の要件がございまして、この要件は、当該営業区域の全タクシー車両の割以上、あるいは一割以上、あるいは七十割以上、あるいは百割以上の運行管理あるいは配車システムを構築することが対象であるというふう聞いております。

この七十割あるいは一割あるいは百割という根拠はどこにあるのか、いやいや、それ以下でもやりたいんだという声もあるわけでありまして、その理由を御説明いただきたいと思っております。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

その前に、先ほど、すぐれものであるというGPS-AVMシステムの説明をいたしましたけれども、では、具体的に今どの程度タクシーに搭載されているのかということでありまして、ことしの二月末現在では、全国では七割、まだまだ一割に達していない状況であります。(榎屋委員「車の

七バーと呼ぶそうです。そういう状況の中で、これを普及促進したいということで、経産省さんとも連携して支援事業を開始したところでございます。

ただ、とはいいつつ、やはり予算の限度があるということから、その範囲内で効率的に予算を執行したいということで、基準を定めたところでございます。

言うまでもございませんけれども、こういうデジタル無線による無線配車を効率的に行うというのは、そのシステムに参加する車の数が多ければ多いほどその効率化が増すわけでございますので、まず、一定規模以上のシステムを対象にしようということでございます。

そこで出てきましたのが、営業区域内の一割以上の会社等のシステムを対象にしようということを決めたわけでございます。ただ、東京、大阪等大きなところになりますと一割というのは相当な数になりますので、そういうところにつきましては百台、百両以上の会社をとりあえず対象にしようということで始まったわけでございます。(榎屋委員「七十と呼ぶ」)

七十といいますが、営業区域の一割といいますが、これもまた地域差がございますので、余り小さいところだと一割というのは数が少なくなってしまうので、今現在のGPS-AVMシステムの平均車両数というのを算定いたしましたところ、六十八・五両という数字が出ております。つまり、現在のシステムの平均数程度はやはり必要であろうということで、一割は満たしてはいるけれどもその平均以下であるところは今回は御遠慮願おうということで七十という数字を出した、こういう次第でございます。

○榎屋委員 御遠慮願おうという表現は余りうれしくないのではありませんか、つい本音が出たんじゃないかというふうには私は思うのであります。

もう一回確認なんです、ここが私のきょうの一番関心事であります。今のお答えでは、この七

十両というラインは、一定以上の台数があった方が効果的な省エネ効果が期待できる、こういうことなんだというが、今の御説明では、現在システムを構築されている、その平均台数が六十八・五だ、こういうふうにおっしゃったんです。昨日、私、レクを受けているときに聞きますと、法人の事業者の平均の台数が七十台ぐらいじゃないかという御説明もいただいたんですが、そうではないんです。現在のシステム、現実に配車システムを組んでおられる、どこも配車システムは当然あるんだろと思うんですが、その平均が六十八・五だ、こういうことではないんですか。もう一回お答えください。

○松尾政府参考人 既に、GPS-AVMシステムは全国で七割ほどの車両に導入されているというふうに申しました。(榎屋委員「その七バーが平均」と呼ぶ)そのGPS-AVMシステムを導入しているシステムの平均ということでございます、無線はそれ以外にもたくさんございますけれども。

○榎屋委員 では、これは通告しておりますが、基礎的データですが、八千社ある法人の二十二万台。そうすると、平均大体どのぐらい台数をお持ちなのか、もしわかれば。ただ二十二万割る八千でいいんですか。僕が計算しましょうか。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

車両数そのものは二十九万台ほどでございます。その七バーということで、恐れ入ります。

○榎屋委員 僕が聞きたかったのは、今のタクシ業界の通常の法人、東京ばかりじゃありません、全国的に見て一事業者が大体どのぐらい車をお持ちなんです、平均の数字があればお示しをいただきたいと聞いたわけでありまして。

○松尾政府参考人 たびたび数字の変更で恐れ入ります。二十七万台ということで、八千社でございまして、三十数両ということになるかと思っております。

○榎屋委員 恐らくその三十というのは適切な数字じゃないと思うんです。平均すると一社大体ど

のぐらい台数を抱えているかということ、私は確認したかったんです。機械的に計算すれば三十ということではあります、それなら余計七十という線が、先ほど次長は御遠慮願うとおっしゃったんだけれども、御遠慮願うのは省エネ対策を御遠慮していただくわけではないですね。ぜひそれは取り組んでいただきたいわけでありまして。

そこで、実際、私もこの話題は、専門家でもないし、実態はよくわからない。ただし、このゴールデンウィーク、ずっと現場をあいさつ回りしておりまして、タクシ事業者の皆さんから初めて伺った話でありまして、いやいや、非常にいい事業なんだけれども、七十台あるのは百台という線は、例えば私の地元であります鳥取県とか島根県とか山口県ではなかなかありませんよということ、クリーンエネルギー対策といっても結局は特定地域を想定しておやりになるんですか、それでいいんですか、こういう切実な声を伺ったわけでありまして。

現場のタクシ業界の皆さん方はこのデジタル化については、確かに効果があるようでありまして、平成二十三年ぐらいを目途にぜひ進めたいという声もあるわけで、これは業界の自主努力としてまことに結構なことだと私は思っております。ありますが、それだけに、この普及事業、大いに期待をされる、効果を期待したいと思っております。

では、どういう手があるかという、事業主体としては、申請をするのであれば、何も単一の事業者じゃなくても、事業協同組合あるいは無線共同配車センターの単位でもできますよ、したがって地方でも連携をおとりになったらどうですか、こうも言われているわけでありまして、配車というのはまさに営業の一番の根幹でありまして、お客さんの奪い合いも結構あるわけでありまして、まさに経営上の問題もあって簡単なことではない。昔は配車をやっただけでも、どうしてもうまくいかないからまた別々になっちゃったという経緯もあるようであります。

今後、私は、この事業のあり方、始まったばかりの事業であります、もう少し工夫をしていただく必要があるんじゃないか。一定の台数以上持っているところを対象にして、あとは御遠慮願うということではなくて、むしろ省エネという観点で少し工夫の余地があるんじゃないか。

私、専門家でないからどういう基準がいいかわかりませんが、やはり地方においても省エネ対策は同じように取り組んでいただかなきゃならぬ。それは東京、大阪も大事ですけども、地方もやはり運輸部門の省エネ対策というのは極めて大事でありまして、そうしたところにも何らかのインセンティブが図れるような工夫を考えていただいてもいいのではないかな、私はこう思っているんです。今回は今回、これからこの事業の実施状況を見ながら、工夫の余地があると私は思っております、御検討をお願いしたいと思っております、どうぞでしょうか。

○松尾政府参考人 今後の検討へのお答えの前に、委員も御指摘になりましたように、小規模事業者でもこういうGPS-AVMの導入の機運が大変高い、それを単体の小さいところだから外すのはおかしいではないかという御指摘でございます。

委員も御指摘のとおり、省エネへの取り組みを我々は遠慮願っているわけではなくて、今回の補助金の申請の一つの基準として、予算の範囲内でやる一つのラインとしてつくっておるということで御理解をいただければと思うんです。

ただ、経営上、小さい事業者が集まって配車センターをつくるのは難しいではないかという御指摘でございますが、一方では、数が多ければ配車の効率もまた上がるということでお客さんの数もふえる、こういうことで、積極的にそういう配車センターをつくらうという機運も地域によつてはございます。

一例を挙げますと、九州でございましてけれども、複数のタクシ事業者で構成されるタクシの無線協同組合あるいは無線共同配車センターと

いうものを設立しているところがございまして、その結果、九州だけで、七十台以上の車両規模で配車業務を運営しているケースが六十ございします。

したがって、山陰地方のお話をされましたけれども、やはり経営上の判断ということでございますが、逆の意味の経営上の判断に立てば、こういう共同配車センターというものを積極的につくっていただきたいというふうに我々としては思うところでございます。

ただ、この補助金との関連、支援事業との関連でございますが、まさに始まったばかりでございます。この事業は本年度から開始したという状況を踏まえ、今後、その実態等を踏まえ、おっしゃるとおり、最終的には全国的に普及促進するのが目的でございますので、経産省さんとも十分に連携しながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○梶屋委員 ありがとうございます。

反論されて、その反論に抵抗する材料がきようはありますから、それでお願いします。ただ、気持ちには同じだと思っております。

けさ、NEDOのホームページをずっと見ておりまして、募集要項をずっと見たんですけども、七十台とか百台とかという要件はなかなか出てこないんですよ。副大臣、また御自分で見ていただきたいんですが、あれを見て、よしと思つて行つたら、国土交通省ではねられるんですよ、御遠慮してくださいと言われるんですよ、私は、やはり全国展開を、促進事業であるということとを考えると工夫の余地はあると思っておりますが、副大臣、いかがでありますか。お答えを聞いて終わりたいと思います。

○西野副大臣 まさしく効率のいい形は一定の数が出てくるんですが、日本全国ひとしくそれらの思想を普及することも大事でございますし、全国的に地域に漏れなくそういうものが徹底することが大事でありますから、先生がお示しのように、これらの数だけにこだわらず、柔軟

に今後も検討していくべき課題であるというふう

に思っております。

○梶屋委員 終わりますが、先ほどの九州の六十、全部が恐らく補助対象にはならないと思ひますので、また、どういうものが補助対象になるのか、現地をしつかり見て勉強したいと思ひます。また教えてください。

以上で終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時九分休憩

午後一時一分開議

○石田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松原仁君。

○松原委員 このゴールデンウィークがありまして、さまざまな外交活動というものが展開をされたわけであります。二階経済産業大臣におかれては、二十二日、訪問先の中国において曾慶紅国家副主席と、この曾慶紅さんというのは中国では事実上ナンバーワンともスリーとも言われている方でありまして、会談をなさった。その中で、東シナ海資源開発問題について具体的にどのようなやりとりがあったのか、できればお話をいただきたいと思ひます。

○二階国務大臣 先月の下旬、お話のとおり、博鳌アジアフォーラムに出席をいたしました。その際、中国を代表して曾慶紅国家副主席が御出席になつておられました。

まず、この同フォーラムにおきましては、中国の曾慶紅国家副主席が演説を行い、出席者に対してのあいさつと同時に、中国の政策につきまして概略的なコメントがございました。ことしから始まる中国の第十一次五年計画において、中国は科学的発展の展望及び調和のとれた社会の構築という要求の着実な実行に努力をする、資源の節約と環境保護を基本的施策とし、持続可能な発展

を促進していきたい、こういうことをお述べになつたわけであります。私もこの発言の機会に、イノベーションと需要の好循環、日本とアジアの成長の好循環及び、人材立国の推進を通じて、GDP、実質におきまして年率二・二％以上の成長を実現するんだという決意を表明したところであります。

その後、たぐいま松原議員からもお話のありましたとおり、曾慶紅国家副主席とバイの会談を行いました。

会談において種々のお話をさせていただきましたが、中でも最も御関心の深い東シナ海の資源開発等を含む日中間係についてであります。東シナ海の資源開発問題は、私からは、東シナ海をお互いの協力の海とするべく、話し合いにより、より早期に解決することが必要だということを申し述べました。その上で、本格的な協議がいよいよ今日開始しようとしておるわけであります。交渉が進展していくためには、たぐいま松原議員から御指摘のあったとおり、曾慶紅副主席は、まず、ナンバーワンかナンバースリーの実力者の一人でありますから、ぜひこの交渉を促進するように強力にバックアップをお願いしたい、中国側で指導力を発揮していただきたいという旨を申し述べたところであります。

これに対して、曾慶紅副主席は、東シナ海を協力の海とするという考え方に賛同するとともに、日中双方にとり利益となる共同開発による解決を期待するということ述べられたわけであります。

そしてまた、さきの講演におきまして、友達は、友人は選ぶことができる、しかし隣国を選ぶことはできない、そういう御発言がありました。が、今後の日中間係についてのお考えの一端を示唆されたものと思ひますが、私は中国側に対して、今、このお話し合いが間断なく行われているわけではあるが、早期に決着をつけることができるように一層の協力を願いたいという旨述べたところであります。

○松原委員 日中間線をまたぐ資源問題でありますから、今大臣がおっしゃったように、友達は選ぶことができるが隣人は選ぶことができないという中において、どこの家に行つても、隣の家と仲がいい家もあれば、私なんか、地域、地元選挙区を回つておりましたが、何かいさかいごとがあつて、実は、隣の家のけんか、どうなんだみたいな、いや、どっちも選挙民だし大事だからなんという話をしばしばするわけであります。私は、結局、隣同士だからこそそういった大変に緊張感がみなぎる部分があつて、したがって、隣であるがゆえに、やはり毅然として、言わなければいけないこともあえて頑張つて言わなければいけない舞台というのがあるかと思つております。

そうした中で、中国側による日中間線をまたぐ船舶航行禁止区域というのが設定されたのは既に報道でもされているわけであります。この理由として、こういった中国のガス田がいよいよさらにステージアップして量産態勢に入るための準備であるというふうなことも報道されているわけであります。

今回、曾慶紅副主席との話ではこれは出なかったとは思ふんですが、しかし、これに関して、日本側の抗議に対して、中国側は技術的なミスだといつてとりあえずこの区域設定を撤廃したわけでありまして、このことに関しての大臣の御所見をお伺いいたします。

○二階国務大臣 中国の海事局が提示しました航行通告に対しては、外交ルートを通じて照会を行うとともに、これに対し、中国側より技術的な誤りがあった旨の説明が外務省を通じてありました。その後、四月十八日にこの航行通告は修正をされております。しかし、外交ルートを通じて、これまた東シナ海資源開発問題に関する本格的な協議が始まった重要な時期である旨を指摘し、このような事態の再発防止を重ねて中国側に強く求めておるところであります。

また、東シナ海を協力の海とするというこの基本方針に基づいて、引き続き対話を通じて迅速な

解決に努力をするところでありますが、いよいよこの五月の中旬、来週中に第五回目の正式なといいますか公式協議が始まるわけであります。それじゃ、四回目と五回目の間に随分時間がたつたなという思いを一般の方はお持ちになると思うんですが、その間もあらゆるルートを通じて積極的に交渉を行っております。

五月十五日の会合がもう目前に迫っておりますので、この際、私から微妙な点につきまして積極的にコメントすることは差し控えておいて、経済産業省の資源エネルギー庁長官と外務省のアジア大洋州局長が積極的に熱心に取り組んでおられるわけでありまして、この交渉にゆだねて、いきさつを十分注視してまいりたい、このように思っております。

○松原委員 今微妙な時期だからというのは、私は確かに政治的にそうであろうと思っております。私がこの委員会の席で申し上げたいことは、やはり、従来、報道によって我々が知らされた限りの中国側のいわゆる共同開発提案というのは、報道による限りでは、我々がなかなか納得できる中身になっていないというふうに思っております。これに関しても、国益ということ、そして、その国益や経済的な部分だけではなくて、まさに、「国家の品格」という書物が今売れておりますが、国家の名誉と、そして精神的なテンションの高さを含めてのものであるという観点で、その協議がどういう結論を出すのか、それを私も注視をさせていただきたいと思っております。

また、カタルールにおいてACD、アジア協力対話というものが行われるわけですが、日中の外相会談も行われるわけでありまして、経済産業大臣にとっては立場が所管外ということかも知れませんが、この中で、当然、東シナ海資源開発問題について議論がなされなければいけないというふうにも思っておりますが、このことに対する何か期待感があれば御所見をお伺いしたいと思っております。○二階国務大臣 外相が正面に立っておやりになるわけでありまして、ただいま日中間の本問題

に対する解決に向けた本格的な協議が始まったところであり、そうしたことは外相自身がよく承知をされておられるわけでありまして、日中外相会談等が開かれる場合に、政府全体の方針に基づいて本問題の解決に向けた話し合いが行われるものと期待をしております。

○松原委員 従来、この委員会の質疑でもさまざまなありました。特に東シナ海の資源問題というのは、先ほどおっしゃいましたように、資源エネルギー庁長官とアジア大洋州局長も議論をして密接な連携をとってやるということの中で、二階経済産業大臣と麻生外務大臣の平仄が内閣の中できつと合って行こうという点を含め、こういった外相会談に向かつて、それを協議する必要があるといえ、そういう議論もあるかもしれませんが、外務大臣と二階産業大臣がどこかで一回協議をする、そういった御用意はありますでしょうか。

○二階国務大臣 週二回閣議がございますから、その場でもいろいろ話し合いをいたしております。きょう松原議員から、特に両閣僚はしっかりと話し合うようにという御要請があったということを受けて、また外務大臣とも話し合ってみたいと思っております。

○松原委員 日本側からすれば、試掘問題というのが一つ存在しているわけであります。微妙な時期ですから発言ができないというのも一つの判断だと思っておりますが、日本側の試掘、帝国石油は試掘権に關してやるといふ意識をまだ固めていないということでありまして、仮にそうした試掘をしたという意識が会社の中にある、もしくはまた日本国の中にそういった思いが高まってきたときに、試掘に關して大臣は現段階ではどういう御所見を抱いているか、お伺いいたします。

○二階国務大臣 私は現段階も以前の段階も同じ考えであります。今お尋ねの試掘につきましても、仮に、帝国石油から具体的な計画について御提示があり、御相談があった時点で、政府としてしっかりと適切な判断を下してまいりたいと思っております。

○松原委員 これでいわゆる資源問題に關しての質問は終わりますが、やはりその段階では、帝国石油が民間としてやりたいという意思を持ったときは、ぜひ大臣におかれてもそういう思いで対応していただければ、このように思う次第であります。

○二階国務大臣 帝国石油から、先ほど申し上げたとおり、そういう御意向が示された場合には、種々の情勢を判断して、資源を確保しなければならぬという我が国の立場からして、十分な対応をするということは当然のことです。

○松原委員 次に、中小企業問題についてお伺いしたいわけでありまして。

この連休前後を含め、私も、地域、特に品川区、大田区というのは中小企業が大変集積をしている地域であります。その中で幾つかヒアリングをしてまいりまして、そのことのお伺いをしたいわけでありまして。

一つは、今、中小企業に対する金融というのがなかなか厳しい環境にある。ピークは過ぎたと言われておりますが、なかなか厳しい。特に、中小企業の多くは、金融機関からお金を借り入れた場合に、そのお金をずっと二十年も三十年も借り続ける、一体何の名目でこのお金を借りたのか、経営者もよくわかっていない、貸している方もわかっていない、しかし、借り続けて企業が利益を出し、また金融機関は利息を取る、こういうふうな状況が大変散見をされる。

通常、これをべつたり貸しと言ったり、いろいろな表現を使うわけですが、私は、このものに關して、明らかにそれは疑似資本とみなすべきだろうと。特に、日本の場合は、こういった中小企業がみずから資本を持って戦うということをしませんでしたから、疑似資本と。

疑似資本とこれをみなすというように、財務諸表上そういうふうになすべきだということを、私はやはり中小企業庁は金融庁に言っていくべきだと思っております。これを疑似資本とみなせば救われるところが、疑似資本とみなされないがゆえに

随分とお家お取りつぶしになったということが事例としてあるわけですから、このことについてお伺いいたします。

○望月政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃいますように、中小企業の資金調達あるいは資金繰りの観点で、長期にわたって特定の金融機関から借り入れて転がしているような形があるというのは、今の日本の中小企業の多くの実態であるわけでございます。

私も、そういう実態を踏まえて、特に金融庁の金融検査マニュアル中小企業編を作成する際には、そういう中小企業の特性に留意して金融検査のあり方を決めていただきたいということをおかねてから申し上げておりました。その一環として、これを借り入れなのかあるいは資本と同等のものに解釈するのかというのは、外形的には非常に難しい面があるわけでございますけれども、そういった私どもの議論の結果、平成十六年の、最近有効であるところの金融検査マニュアル中小企業編におきましては、金融機関が保有している中小零細企業向け要注先債権を、返済が他の債権より劣後されるなど、一定の条件を満たした場合には、当該債務者の資本とみなすということができるような改定がなされているわけでございまして。

私も、これで十分であるかどうかということについては、中小企業側の要望にすべてこたえている、あるいは実態をすべて踏まえた上での最適なものというのはいささか難しいと思っておりますけれども、先ほど来申し上げているように、通常の借り入れと区分することが外形的に非常に難しい以上は、こういった金融庁の御努力を前提として容認するとともに、私どもとしては、改めて中小企業者の自己資本の充実にも努めてまいりたいと思っております。

○松原委員 マニュアルはいいんです。運用において、中小企業にお金を貸し付けているさまざまな地域の信用金庫や信組がびびっているわけですよ、金融庁に。これを疑似資本で、今言ったみ

たいな判断をすると、金融庁からしごかれるんじゃないかと。そういうことで、結果として、びりりの構造といえますか、大変に怖いという恐れ、そのことがどこまできつとできるかというの非常に難しい部分があつて、だから、マニュアルだけではなくて、もうちょっと本丸部分でも、なかなか難しいですよ、難しいですが、こういった議論をしてほしいと思うんです。

そこで、特に中小企業にお金を貸し付けているところが、民間の金融機関だとこれは金融庁にそういうことになるんですが、ある意味では、そういう部分で、日本の中小企業の極めて特異な特性であるところのべったり貸し、疑似資本、金融機関からの疑似資本組み込みみたいな、これに関して、公的な金融機関の方が私はやはり向いているんじゃないかと思うので、私はこれを二階大臣に、前にも申し上げましたが、中小企業向けの金融機関というのはやはり断固として守るべきだということを、今言った観点からも申し上げたいと思うんです。

御所見をお伺いいたします。

○二階国務大臣 先般の衆議院の特別委員会におきまして、その点について与野党全会一致で、中小企業の金融についてしっかり頑張れという激励を込めた附帯決議をちようだいしておりますから、我々はその線に沿って、これからの制度設計において、中小企業を守る、おっしゃるとおり、そういう観点で対応してまいりたいと思っております。

○松原委員 もう一つ、今回、ずっと地域を回っていて思ったことは、この優越的地位の濫用というものが、大手の中小企業に対する虐待といえますか、大変に深刻になつていて、これを感じました。

きょうは公正取引委員会も、来ていますが、来ていますね。公正取引委員会の方にお伺いしたいわけですが、例えば、今回、三井住友銀行による金融のスワップ商品かなんかの、言つてみれば押し売りみたいなものがあつた。この実情と被害、どんな感じで把握しておられるか、お伺いします。

○松山政府参考人 お答えいたします。

公正取引委員会は、昨年の十二月二日、三井住友銀行が、その取引上の地位が同行に対して劣っている融資先の中小企業に対して、金融スワップの購入を余儀なくさせるという行為がございまして、独禁法が禁止しております優越的地位の濫用に該当するという事で排除勧告を行いました。同銀行の方で勧告を応諾いたしましたので、二十六日、勧告審決を行ったところでございます。

この審決におきましては四件ほど違反事例を挙げておりますが、これはあくまで典型的な事例を掲載させていただいております。公正取引委員会としては、広範囲にわたつて各地域に所在する三井住友銀行の法人営業部において、本件の違反行為が行われているということを確認しているところでございます。そういう面で、銀行が組織としてこういう違反行為を行っていることと認定して、排除勧告を行ったというところでございます。

具体的に、被害の状況の把握ということでございますが、私も、今回の調査に当たりましては、全数調査はなかなか難しいというございまして、時間の関係もあつて、アンケートなりサンプル的な調査を行っております。そうした中で、私も、違反事例としては十数件の違反の事例があつたというふうにご確認をさせていただいてるところでございます。

○松原委員 時間がないので早口で参りますが、この救済措置とか、摘発はしたけれども、その後中小企業に対しての何らかの措置というのは考えられるのかどうか。これは公正取引委員会じゃなくて中小企業庁、通告してないから、じゃ、次にしようか。

そして、同時に、他の金融機関が同じようなことをやっているんじゃないかというふうな指摘もあるんですが、これについて公正取引委員会は把握をしておられるでしょうか。

握をしておられるでしょうか。

○松山政府参考人 他の金融機関でも同様の問題があるかという御指摘でございますが、今回、三井住友銀行に対して措置をとつたわけでございまして、具体的な事件としては他の金融機関については承知をしておりますが、一般的に、金融機関が融資先の企業に対して、取引条件の設定等で不透明な取引あるいは優越的地位の濫用に該当するような行為があるんじゃないかという懸念は私も持つております。従前から実態調査等を行つております。平成十三年にも調査を行つて、公表して、考え方を示しております。現在もまた、銀行等の金融機関やその融資先の企業に対しての実態調査を行つておりまして、こし夏を目途に調査結果を取りまとめ公表したいと考えているところでございます。

○松原委員 この優越的地位の濫用というのは、地位を濫用する側は、証拠を、私はこういうふうには言わないわけですよ。濫用されてはかなことは言つてしまつと、これはまた大変なことになる、八つ裂きの刑になつてしまふかもしれないと。取引を停止されたり、だから、なかなか言えないんですよ。そこをやはり、大岡の越前裁きじゃないけれども、わかつて改定していくということをしなきゃいかぬ。

私は、三井住友だけではなくてほかのところも、私、いろいろ聞いていますよ、あるんじゃないかという気がしているんです。ただ、それをきちつとチェックするべき努力をこの金融の部分に關してはしてほしいけれども、問題は、同じような優越的地位の濫用というものが、親企業が下請企業、建設であれば、建設の施主が受注する企業に対してということもあり得ると思うんですが、そういうところで、特に大田区、品川区の製造業を考えれば、買いたたきとか買いたたく、こういう優越的地位の濫用が非常に不景気になつてからふえているわけなんです、やはり極端な買

たたきというのは優越的地位の濫用に相当するかどうか、ちよつとお伺いしたい。

○舟橋政府参考人 買いたたきに関する独禁法上の評価についてのお尋ねでございますけれども、まず最初に、価格交渉についての一般論をちよつとお話しさせていただきたいと思ひますけれども、一般論ということで申し上げますと、事業者間の価格交渉は、需給の動向なり取引数量とか今後の原材料の価格推移等を勘案して自由に行われるべきものと考えております。

ただ、その中で、先生御指摘の買いたたきに該当するかどうか、これは、まず一つは、優越的地位にある者による行為か、そして第二に、そういう地位にある者の濫用に当たるかどうかが、こういう二つの点がポイントになるわけでございまして、けれども、最初の優越的地位については、取引上優越的地位にあるか、これはなかなか立証が難しいところがありますけれども、それが一つでございます。それから、二番目の濫用につきましては、取引に係る対価の設定に際して、同種類品の取引に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額、これを不当に定めている場合、これが買いたたきということに該当するということでございまして、以上、そういう観点から評価をしていく問題だと考えております。

○松原委員 要するに、買いたたきは、今言つたように、買いたたきで、えつ、こんな安く、しかし、おまえ、つくらなかつたら、ほかへ発注するぞ。これは、まあ言つてみれば優越的地位の濫用だと思ふんですよ。赤字覚悟でみんなつくるような状況というのは、完全にそれになると思う。優越的地位の濫用として買いたたきも入る。これは極めて重要な発言なんですよ。ただ、今言つたように、該当条件の部分があいまいとしていて、あいまいとしているがゆえに、灰色は黒じゃないといつて全部いつてしまつたら、これはいかぬわけですよ。

優越的地位の濫用で買いたたきが摘発された事例というのはあるんですか。

○舟橋政府参考人 昨年だったと思いますけれども、全国ランキングに入るある大手のスーパーが、ある店舗、複数だったと思いますが、そこが納入業者に対して、たしか生鮮品でございすが、それについて買いたたきをした、これを独禁法違反とした事例はございます。

○松原委員 製造業についてはいかがでしょうか。

○舟橋政府参考人 製造業につきまして、独禁法違反とした事例はございません。

○松原委員 ストライクゾーンがどこなのかというのには非常に難しい議論はあるんですが、やはり、ほかの部分ではかなりこういったものをタイプに一応チェックするようになっていて、私は、優越的地位を濫用した買いたたきというものに関して、やはり、金融マニュアルがあるように、マニュアルをつくるべきだと思ふんだよね。こういうのは該当になる可能性がかなり高いとか低いとか、やはりそういうふうなものをつくらないといけないぐらい、今、世知辛い世の中になった。

特に、いかどうかは別に、外資がどんどん入ってくる。今まで日本の風土の中で、日本企業的な精神の中でやっていたら、まあそこは、こつこつとこちであれだけども、あんたもあんたでうまくやって、三方一両得でやりましょうみたいな話になってきたけれども、本当に、利益を一回出すか二回出すか、そこが勝負やみたいな発想の外資がどんどん入ってきたら、それは、個名を挙げませんが、ある大手企業も、そのトップが外資の人になった瞬間に発注の仕方が変わったと。それはいいんですよ、それは国際社会のルールだから。

しかし、逆に言えば、そういう時代になったらばこそ、今度は、そのマニュアル、買いたたきマニュアルか何かなければ、中小企業の立場の保全というのは私にはできないと思うんですよ。望月さん、どうですか。

○望月政府参考人 取引関係全般にわたってなか

なか申し上げることは難しいと思いますけれども、私ども、独禁法の特別法でございすところの下請代金支払遅延等防止法というのがございまして、これがある種の親企業と下請企業の間での地位関係における取引の適正化ということを、公正取引委員会とともに共管している法律の運用を見てまいりますと、個々の取引関係の中で、先生がおっしゃいますようなグレーゾーンのところはどう判断するかという難しい問題があることも事実でございすけれども、これは累次共同でアンケート調査をしたり立入検査をしたりして、過程の中で、ある種のルールが積み上がってきていることも事実でございすけれども、時代の変化に対応して、常に研究をしていかなきゃいけないと思っております。

○松原委員 私は、やはりマニュアルみたいなものがないと、そういったものができること自体が言ってみれば抑止力になると思うんですよ。やはり、大企業の下請に対する下請たきというのは大変強烈でありますから、現実には、これが黒だとか、これはストライクゾーンのご真ん中だとい

ってそれを糾弾するだけじゃなくて、やはり抑止力を持たなきゃいかぬ、こう思うんですよ。ちよつと公正取引委員会に聞きたいんですが、今の公正取引委員会の数、私は不十分だと思うんです。品川、大田の中小企業、例えば、百社に一人ぐらいずつ公正取引委員会の人間が、ぐるぐる

昼間回って、どうですかみたいな、優越的地位の濫用でたかれていますか、いや、たかれていますんでしょけれども、それは証拠になるかな、いや、でもこれはどうだ、こういうふうな見回り隊があれば、公正取引委員会中小企業担当見回り隊、百社に一人、大分抑止力になると思うんですが、ちよつと御所見をお伺いしたい。

○竹島政府特別補佐人 公正取引委員会というのは独禁法を執行するところでございまして、中小企業庁とは役割が違うわけでございまして、したがつて、見回り隊というふうなことに対応できるマンパワーもなければ、恐らくそういうための定

員はつかないだろうと思います。

ただ、今までの先生の御議論で私ちよつと申し上げておきたいのは、よく中小企業に関して、買いたたきとか優越的地位の濫用があるので、明らかな保護の目安になるようなものをつくってはどうか、ガイドラインなんというものをきっちりつくって、何が黒か白かというのををはっきりさせるべきだという御議論は、いろいろなところから私も伺っております。ただ、それに関しては、私は慎重でなければならぬ。

自由主義経済のもとでどういう価格であるべきかというのは、まさに当事者が協議して決めるべきことというのは非常に大事なことであつて、それに対して公正取引委員会のような役所が介入をして、例えば、原価が幾らで適正利潤が幾らだから幾らでなければそれはダンピングである、または、買いたたきに当たるとかいうようなことを具体的な数字をもって示すということ、極めて慎重でなければならぬと思っております。これは、あくまでも当事者同士がいろいろな状況を考えて取引の条件を決めるべきもの。

ただし、その場合であっても、おっしゃるように、優越的地位にある、典型的なのは、下請業者がその親事業者との関係を断つわけにはいかない、そのもとで不当な制約を受けた場合、これはきちんと法律に基づいて救済が必要があるけれども、特に価格なんかにつきましては、私どもの介入というのは慎重であるべきだというふうに思っております。

○松原委員 それは正論ですよ、正論だけれども、実態はかなり違うと私は申し上げたい。

ですから、私は、価格は自由経済だから当たり前ですよ。少なくとも、これは買いたたきであるとか、なかなかそれは立証できないから抑止力をつくりなさいということを言っているんですよ。まあそれは公正取引委員会に言う話じゃないかもしねないけれども。

だから、例えばこういったものはマニュアル的に買いたたきになるよと。実際それは、該当する

ものが、証拠とかそういうものは出てこないですよ、証拠を残すようなことはないし。でも、両者がデイスカッションをして親会社と子会社が価格を決めるなんて、今ほとんどあり得ないんですよ、私が知る限りでは。私が厳しい環境の中小企業ばかり回っているのかもしれないけれども。

私は、その点は、おっしゃることはわかるけれども、私が言っているのは、公正取引委員会の人数をふやし、やはり、地域地域においてそういうふうな目が光っている、そういう仕組みにしないと厳しくなる。その理由として、さっき言ったように、外資もどんどん入ってきて、従来の日本的な美風というか、三方一両得で全部は吸い取りませんよというんじやなくて、たたけるんだつたらどんだんたたきみたいな話に風土も変わってきているんですよ、実際。品川、大田を回っていただけとわかる。何社か回つてもいいんだけれども、回ると社長は貝のようになって公正取引委員会の方に言わないかもしれないからあれだけれども。

そこで、最後に二階大臣にお伺いしたいのは、やはりそういう買いたたきを防ぎ得るようなマニュアルをつくるとか、中小企業の百社、下請、孫請、そういったところに、今、公正取引委員会が無理だつたら、公正取引委員会が一番いいんですけれども、そういうふうな人間がいると。要するに、買いたたきの抑止力、それをさせない抑止力をつくるということは、健全な中小企業は、ものつくりの日本が残るために、ものつくりがなくなつてもいいというのなら別なんです。日本は、ものつくりを残さないとこの国の繁栄はないわけだから、私が思うには、そのためには、そういったものを経済産業省としては真剣に考えるべきじゃないかと思うのですが、御所見をお伺いいたします。

○二階国務大臣 中小企業問題に大変愛情を込めていつも御活躍をいただいている立場から、地元の声を反映させていただいたものと先ほどから拝聴しております。

私は、議員も御指摘になりましたように、例えば、下請代金支払遅延等防止法、この法律は、もうできてから四十年以上になるわけですから、ほとんど適用されたことがない、実績がないというふうに思うのです。私は、そうした問題についてのもっときちっとした対応ができるようなことを考えていかなくてはならない、先ほどから御意見を伺いながら、何か知恵を出していかなくちゃいけないのではないかと。それは、この下請と親会社との間の、そういう優越的地位の濫用とまで言わなくても、優越的地位にあることには間違いないわけですから、そうした企業との間の関係で、下請代金など、支払い遅延されても直ちに訴えていくということは立場上なかなかできにくいものなんだと私は思っております。

したがって、それに対して先ほどからマニュアルというお話がございましたが、何かいきなりその法律に持ち込まなくても、その以前にそれのできるだけ抑制していくという方法がないかということを検討してみることが大変大事なことで、というふうに思っております。

なお、中小企業の問題の御意見をいただいたついでに、恐縮ですが、元氣な有力な中小企業三百社を選んで、今経済産業省の一階のロビーで、それぞれの三百社、いきなり三百を展示するわけにいきませんから、交代交代で三百に登場してもらいうようにしておるわけですが、今、一般の皆さんがお集まりをいただいて熱心に眺めておって、これが中小企業ですかと言われるほど立派な中小企業の姿が表に出てきております。

我々は、そういう面と、今、松原議員御指摘のような、そういう下請の問題あるいは優越的地位の濫用等について十分目を光らせていくと同時に、どうすればそういう皆さんに対する温かい手を差し伸べるができるか、よく検討してみたいと思っております。

○松原委員 終わります。よろしく願います。

○石田委員長 次に、川端達夫君。

○川端委員 大臣、副大臣、御苦労さまでございます。よろしく願います。

いわゆる産業立国、工業立国という我が国の基本的な国の姿勢の中で、経済産業大臣の果たされるべき役割、そして、責任は極めて重いというふうに思っています。日々その使命を帯びて頑張っている、だいたいというふうに思いますが、もちろん今お話にありました中小企業の問題、製造業の問題、あるいは外交までを含めたエネルギーの問題等々、多くの重要課題が山積しております。

その中で、きょう私は、特に、せつかく一般質疑という時間をいただきましたので、国の根幹をなすエネルギーの安定確保、安定供給と同時に、京都議定書に象徴されますように、環境問題、CO₂の削減問題、エネルギーを安定的に確保し

それを使うということは、一方でCO₂をある意味では発生させるという両面を抱えながらやらなければいけない大変極めて難しい状況にあるわけですから、その中で、経済産業大臣として大変大きな使命と責任を負っておられるということであるし、私は、いわゆる安定供給とCO₂削減、この二つのテーマを両立させるということを達成することが、経済産業大臣としての、極端に言えば一番重い責任の一つではないかというふうに思っておりますが、この件に関しての大臣の所信という御決意を伺いたいと思います。

○二階国務大臣 ただいま川端議員から御指摘のとおり、我が国産業におきまして、やはりこのエネルギーをどう確保していくかという問題と同時に、それをいかに効率的に活用していくか、そして、環境問題に対しては世界の先端を行くという自負しておるわけでありまして、その効果、これをどう求めていくか、これが我が国産業の大きな命題であり、あわせて、川端議員御指摘のとおり、経済産業省の最も重要な責務の一つであろうというふうに認識をいたしております。

エネルギーは、もう申すまでもなく、私たち日本の経済、産業の生命線であることはたびたび申し上げているとおりであります。この安定供給の確保は国家的な重要な課題であると認識をしております。CO₂排出に伴う温暖化問題など、地球環境問題への対応は、エネルギー政策上極めて重要な課題であるというものは、もう全く議員と考えを同じくするものであります。

そういう意味で、経済産業省としては、今月中に最終の取りまとめを行おうとしておりますが、新国家エネルギー戦略なるものを策定しようというところで懸命に取り組んでおります。例えば、安定供給確保と環境への適合、ただいま御指摘のとおり、この両面に対する私たちの考え方をまとめようとしているわけでありまして、目標としては、簡単に申し上げますと、二〇三〇年までにこの三〇%の効率改善を目指すということを大きな柱として取り組んでまいりたいと思っております。

しかし、この環境問題、いずれにしましても、言うはやすく行うことはなかなか難しい問題であります。先般も、私は、アメリカのUSTRの代表に、電話会談でありましたが、この問題については、今自分は環境大臣の臨時代理をやっているんだ、そういう立場から改めて申し上げておくが、アメリカがこの京都議定書等に対してもっと積極的に参加する、そのリーダーシップをとる、それくらいの気持ちが出てはならぬということをお願い申し上げましたが、きょうは突然のことだから答弁は要らないということで、また今度別の機会にお会いしてその後を進めようと思っておるわけでありまして、そういう問題がインドに対しても中国に対しても残っておるわけで、ブラジルに対しても同じであります。

そうしたことをどう解決していくか大きな課題であります。議員の御指摘を踏まえて、今後懸命に対応してまいりたいと思っております。

○川端委員 今、いわゆる政治あるいは政治家と行政の関係というのがよく議論になります。圧倒的な情報と実績を踏まえた強大なシンクタンク機能を有する執行機関である行政機能、大臣おっしゃるように、エネルギーの政策に関しても、い

ろいろな情報をまとめる中で政策を立案していることは事実だと思ふんです。ただ、そのときに、いわゆる政治主導、政治家がそのイニシアチブを持たなければこの難しい時代は進んでいけないのではないかとこのことでの政治主導ということもよく言われます。

私は、そういう意味で、大臣、各般、今言われた新エネルギー計画もまとめられつつあるというのでも承知をしております。そういう中で、やはり、将来を見据えて、大きな目標に基づいて具体的なメッセージを強烈にリーダーシップを発揮して進めることがないと、言われるように、あれもこれもこれもというのはいろいろあるんですけど、実際そういうふうにはエネルギー削減できるんだらうか、京都議定書が達成できるんだらうかということにおいて、国民の意識と実態が乖離していくのではないかとこのことを懸念しております。

そういう観点で、いわゆる政治家としての議論をきょうはさせていただきます。細かい数字は、必要な部分は資料にもう用意をしておきましたので、そのような議論でよろしくお願いしたいと思います。

それで、今言われたように、エネルギー確保と環境というときに、いわゆる石油、最近もまたまた原油高、あるいは世界紛争の背景にはオイルが必ずあるのではないかとと言われるような、外交も含めていろいろなことが全部エネルギーに関連をしているという情勢の中で、我が国は大変石油の依存度が高かった。しかし、各般、皆さん方の努力で、原子力の推進とか、あるいは代替エネルギー、天然ガス化等々、そして、将来的に言えば自然エネルギーへの道筋等々で石油依存度が随分低減をされた。最近でいうと、この三十年で五〇%以下まで低減をした。私は、これは高く評価をしたいというふうに思っているんですが、さらなる石油依存度の低減が当然求められるべきである。

先ほどのエネルギーの長期計画でも四〇%です

かね、目指そうということを思っておられることは承知をしているんですが、お手元にお配りしました資料の一番上のページは、きれいに体裁よくカラーでつくってある資料を何枚か添付しましたが、これは資源エネルギー庁の資料でございまして、皆さんはこういう認識を既にしておられるということでもあります。後ほど議論もさせていただきたいんですが、役所としての情報収集ややるべき姿というのは十分に承知をしておられるわけなんです。それが本場にどういうふうに行き渡るかということで政治主導が求められている部分をお尋ねしたい。

石油依存度を申し上げますと、今五〇%弱、四七、八%ですが、随分下がったとはいえ、資源のない国、そして国際紛争等々、原油高等々という、より石油依存度を下げようということは大きな命題であることは間違いない。そのときに、この添付の資料の一番上の資料で「精製用原油のエネルギー転換後の割合」というので、要するに、石油の大部分は輸送用燃料として使われています。だから、石油依存度を下げよう下げようというときに、半分は輸送用に使っているということになっているわけです。

次のページの右の端っこに青の小さなグラフがありますが、「運輸部門のエネルギー需要の推移」ということがありますが、それで、いわゆる下の青いので塗りつぶしたのが自動車、いわゆる旅客用自動車、そして、斜め線が自動車で貨物用、上のいろいろなレインボーみたいに色を塗っているわけに分けてあるのが船舶と航空なんです。

ということは、一ページ目と言う日本の石油の半分は輸送用に使われている、そのほとんどは車に使われているという実態にあるわけです。そういう意味では、石油依存度を下げようということを大きな命題として取り組むときに、最重要の、もう極端に言えば、唯一のターゲットは車の燃料をどうして下げるかということにかかっているというところを示していると思うんですが、それはそれでよいのでしょうか。

○二階国務大臣 おっしゃるように、我々が承知しておるところは、石油が液体であり、利便性、熱効率にすぐれているという面で、運輸部門はほぼ一〇〇%を今日石油に依存している現状であります。これを八〇%に下げていくためにどう対応するか、これを当面の大きな目標といたしております。これは、小泉総理も特にこの面に注目をされておまして、常に我々に対して強い御指示があるわけでありまして。

今後、石油消費及びこれに伴う二酸化炭素排出削減に向けて、自動車燃費の向上による運輸部門の省エネの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

バイオマス燃料の活用や天然ガス等に基づく合成液体燃料の活用も進めてまいりたいと思っております。

今、アメリカですらこのバイオマスの問題について大変熱心に取り組んでおりますが、幸い、以前からブラジルとの間で、バイオマスエタノールの燃料につきまして積極的なブラジル側の働きかけもありまして、私もそれを受けて、ブラジルの閣僚とのステディグループを結成して、今鋭意専門家の間で御協議をいたしております。最近に至って、ガソリンスタンドの関係者も実際の石油を扱っておられる関係の業界の皆さんにも御参加をいただいて勉強会を続けておりますが、ほぼこうした関係者も現状を認識されて、御理解を得つつあるというふうに考えております。

したがって、この問題につきましては、ブラジルとの間におきましてさらに突っ込んだ協議を行ってまいりたいと思っておりますし、我が国でも沖縄でこの関係の原料がとれるわけでありまして、その面におきましてもっと拡充することができないかどうかを含めて目下検討中でありま

す。
○川端委員 先読みして、先の御答弁までいたしたような感じがしますが、いわゆる自動車の燃料をいかに削減するかとい

うのが最大のポイントである、エネルギー、石油依存度を減らすにはそうだというふうに御認識いただいていると思うし、そうだと思います。

同時に、京都議定書の目標達成でいいますと、これもまた添付の資料で、二つグラフが、上に文章が書いてある表がありますが、上の表は日本経団連の資料で、いわゆる産業部門と民生部門と運輸部門の、よくある仕分けであります。基準年の一九九〇年から見たときの、これは二〇〇一年、ちよつと古いデータですが、それぞれの部門がCO₂削減に対してどういうトレンドを持っているのか、目標に対してどういうふうになるのかというもの。

下の段は、これは衆議院の環境調査室がまとめた経年変化でありますけれども、ここにもありますように、いわゆる産業部門は、これは発電所等々のエネルギー部門も含めていって見ると、こういう部門は、実際上むしろ基準年から見てCO₂は減ってきているという状況、減らしてきている、これはもう大変な努力だと思っております。そして一方で、民生部門は、基準値からというよりも、むしろどんどんふえていっている。これは省エネ法を含めて、経済産業省でもあらゆる角度から取り組もうというのでやっていたにいて、これは承知をしておりますし、工場においてもそれをやっているということであり、実質、二酸化炭素の四分の一を占める運輸部門もどんどんふえる一方である。

ですから、エネルギー、石油依存度を減らすためにも、それからCO₂削減のためにも、車の燃料を、石化燃料をいかに減らすかということがこの両命題を達成する最大の課題であるということ、ここから皆さんもう御承知のとおりだと思

うです。
そこで、経済産業省が、先ほど言われたような、要するに新エネルギー大綱をおまとめになりつつあるということで、これはちよつと順序が違つたんですが、次の次のページ、これもエネルギーがおまとめになった「新エネルギー施策の概要」と

いうのが書いてあります。

これを見ますと、いわゆる法制度として、新エネルギー利用の促進のためにいろいろ金融上の支援をしよう、あるいは電気事業者に対してもバックアップをしよう、予算に關していえば、自然エネルギーの問題とバイオマスの導入、あるいは燃料電池、水素の技術開発等、税制に關しても、いろいろ減税をしようというふうになくさんやっていただいているし、やろうとしておられる。

しかし、これを冷静に見ますと、いわゆる低公害車の開発、あるいは低公害車を使う、低燃費車を使う、低燃費車をつくる、こういうことに關して研究開発を助成しよう、あるいは税金を安くしようという、そういう車をつくりましよう、その車を買ったたら税金を優遇してあげましようという施策は随分たくさんあるんですよ。しかし、こういう燃料を使いましよう、あるいはこういうふうにしたらものと減らせますよねというようにして研究開発をしよう。今エタノールの話、ブラジルの話をされましたが、そういう努力はしておられるのは承知をしておりますが、予算や税制の面でそういう視点、いわゆる燃料から見た視点というのが余りにもなさ過ぎるのではないかとかねがね思っております。

国土交通省の自動車グリーン税制を見ますと、そういうもので、例えば、電気（燃料電池を含む）自動車、メタノール自動車、CNG自動車に係る自動車税は、おおむね五〇%軽減、こう書いてあるんですよ。世の中に売られていないんですよ。売られていないものを税金を半分まで減らしてもどうしようもない。メタノール車をどうして開発しようかという話は、実は余り進んでいないんですよ。

それで、自動車をどうして直すかというのは、ハイブリッドも含めて大変大事であつて、低燃費、低公害の車開発というのは非常にバックアップされているし税制も優遇されているけれども、

燃料の視点に立つて、少しでもガソリンを減らそうということに関して、あるいはガソリンを使わないということに関しての国としての施策や方針は非常に弱いのではないか。

ところが、ガソリンを、例えばバイオ燃料を三割添加してということがクリアできたら、丸々三割減るんですね、石化燃料は。ということは、CO₂はその分間違って、四分の一を占める自動車燃料の三割減ることになるという効果は物すごく大きいということなんです。その部分ははやや弱い政策ではないかというふうに私は常々感じているんですが、いかがでしょうか。

○片山大臣政務官 ただいま御指摘がありましたように、新エネあるいは代エネ政策についていろいろと導入しております中で、バイオエタノールにつきましても政策がございます。京都議定書の目標達成計画におきましては、二〇一〇年度に五十万キロリットルの導入を目標としておりまして、この目標の実現を目指して技術開発や実証事業なんかに支援しております。また、沖縄においては、自動車バイオエタノールを実際に利用する実証事業について検討しております。

ただ、運輸部門が今後のCO₂削減について非常に重要である。これはもう委員御指摘のとおりでございます。あのグラフのとおりでございます。私どもも、燃料電池ですとかハイブリッドですとか、CO₂をより出さない運輸部門へという技術を開発していく山道ですね、これは一方のやり方だけではなくて幾つかの登り方があるわけがございます。そういった中で、どの道を通るところにどのようにな資源配分をするかということには真剣に検討しているわけでございます。

ちなみに、海外では、確かにブラジルなどは生産地としての有利がございますから、ガソリンにバイオエタノールを二〇％混合することを義務化しております。フレックス燃料車の普及も進んでおります。これに強いメーカーはどこかという、アメリカでいうとGMとフォードなわけであ

ざいまして、この二つは、率直に言ってハイブリッド、燃料電池車の方についてはおくれれているわけですね、ここのモーターショーなんかでも顕著なように。この部分については、ハイブリッド、燃料電池については日本車の技術力が圧倒的に優位なわけでございます。ですから、どちらの道にどのように配分するかという問題もございしますが、いずれにしても、総合的に、バイオエタノールやバイオマスも含めて施策をとってまいり所存でございます。

○川端委員 というふうに関心していると物すごくいやっているように思うんですが、実は違うんです。

一つ、山を登っている、道の選び方と言うけれども、足引つ張っているんですよ、税制で言え。具体的に申し上げますと、いっぱい論点があるんですけど、今、例えば、バイオディーゼル、一生懸命バイオマスでディーゼル燃料をつくる、あるいはメタノールを入れる。軽油引取税あるいは揮発油税、総量に掛ける。ドイツは、バイオディーゼル燃料を使えば、その分いわゆる環境税は免除する、間違いない促進している。

ところが、同じようにしますと。山を登るのに、同じようにということであれば何も促進ではないんですよ。そして当然ながら、これは技術開発でございます。いろいろな問題がまだありますよね。というときに、育てるためにやっているのか、いじめるためにやっているのかと思わざるを得ないようなことばかり目にするから、きょう議論をさせてほしいと私は思っているんです。

具体的に申し上げますと、一つは、例えば、大臣は、公用車はどういうお車に乗っておられますか。

○二階国務大臣 トヨタのセンチュリーだと思えます。

○川端委員 例えば、総理が、公用車はすべて公約どおり低公害車にかえましたとか、仕様はそうだと思うんですけども、ということをおっしゃって

られるんですが、いろいろな自動車の中でハイブリッドが今市販としては一番低燃費、低公害の車だと思っておりますが、各役所がそれぞれいろいろ使われるというときにどれだけの効果があるんだろうか。パフォーマンスとしてそういうものを全部使うということはある意味で運動促進になるというメッセージ性は間違いなくあるんですけども、実際の効果はどうなんだろうというときに、燃料から着目したときに、劇的な炭酸ガスの削減や脱石油ということとは少し違うのかなと私は感じております。

そういう中で、私は、きょうは三つの視点で、尋ねをしたんですが、一つは、燃料電池と、もう一つは、随分、開発も力を入れておられるし将来に期待を持っておられる。ただ、今経済産業省には二台あるらしいですけども、まだまだ実用化には道のりが遠い。

二つ大きなネックがあつて、一つは、いわゆるガソリンスタンドと同じように、水を供給できるインフラ整備の投資は可能なんだろうか。もう一つは、水をどうやってつくるのか。この部分が、燃料電池で、まさに水素で、酸素と反応させて水しか出ないというのは、燃料的にいえば、全く石油を使わない燃料電池は一つのモデルの自動車だと思っております。将来を見据えては非常に大事だと思っております。やはりネックはかならずある。だから、少しは相当時間がかかると私は思っています。

一番ネックになっているところの水素はどうしてつくるのか。石化燃料を分解したりしたら意味ないですから。実はこれが一番ネックで、水をつくるには、多分、一つは、水を電気分解して水素をつくるあるいは熱分解して水素をつくる、そしてもう一つは、要するに固体の電解質系の高分子、水素がいっぱい入っていますから、それを何とか電気分解して、技術的にそんな難しいことは聞かれませんから耳打ちは要らないです。そういう意味で、実は、水素をつくるのにエネルギーが要るんですよ、水素をつくるのに。僕がちゃんとわ

かるように話しているんだから、余計なこと注意を散漫にさせないでくださいよ。

大臣、燃料電池は水素を使って、その車自体は非常にいいんだけど、その水素をつくるのにエネルギーが要るんですよ、当然ながら。これの今一番有力視されているのが、水が電解質性の高分子を電解水にして電気分解するということではないかと、電気を使って水素をつくるんですよ。電気はどんどん、脱石化を一生懸命目指しておられますから、これは一つの有力なアイデアであることは間違いありません。

しかし、燃料電池は多分相当暇がかかります、実用化するのを含めて、インフラも含めると。そうしたら、電気を水素にかえて、水素を反応させて走らすのであれば、電気を電池に入れて蓄電して走らすというのは電気自動車なんです、実は。わざわざ水素にしなくても。

ところが、これは一つのハンディがありまして、電池能力が余りないですから、航続距離が短い、そして重い、同時に、速度がそんなにないというハンディがあるんです。ただ、車というのは、どの車でも、高速道路をびゅんびゅん百キロで走れて、一回ガソリンスタンドに行ったら五百キロ走れるという車ばかり必要かといったら、そうでないと思っております。

そういう意味で、実は、経済産業省の公用車を、ちよつとどんな状況なのかと教えてもらいました。そうしたら、こういう資料があるんですけども、「経済産業省燃料別公用車数及び走行距離について」というので、ガソリン、これは低排出ガス車、大臣の車もそういう部類だと思っておりますが、いわゆるガソリンの低公害車、それからハイブリッド車、天然ガス車、燃料電池車、合計八十一台、一年間に五十八万キロ走っています。それぞれ分類して、年間どれくらい走っているのかよくわかりませんが、祭日以外走っておられるとしたら、二百五十日で割ると、一台当たり、これは真ん中二つがありませんが、大体二、三十キロなんです、一日走行平均が二、三十キロ。

今電気自動車の能力がどれぐらいあるかと申し上げれば、残念ながら、市販されているものはまだ軽自動車のレベルなので乗用車はありません。しかし、六十五キロから百キロぐらいの速度が出て、大体八十キロから百十キロぐらい一日走ります。

経済産業省、見ましたら、あるいはバイクですと大体四十キロぐらい一日で走るんですけれども、これはインフラは要らないんです、夜、家庭

○二階国務大臣 大変すばらしいアイデアだと思いますが、私どもは、現実の問題、そして中長期的な問題、それぞれ分けて、エネルギーの安定的な供給を考えてまいらなくてはならないと思っております。

今御指摘のハイブリッド車におきましても、私自身も、以前に、ハイブリッド車がようやく世の中に出てきたときに、ちょうど運輸大臣を拝命し、ておりまして、大臣の車もこれにしようやという

それはそれとしながらも、川端議員が今このデータをお示しいた。だき、真摯に御提言をいた。だいたことを十分考慮に入れて、今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

○川端委員 今お話のありましたように、ハイブリッド車の導入ということが、私は、一つのメツセージとして、そういうことを大事にしていこうということとは評価をする。

しかし、それであれば、経済産業省の、今自転

車のお話もされましたけれども、そうすると、例えばある年のいわゆる公用車としての、経済産業省、まあ霞が関だったら霞が関周辺でもいいですが、という周辺で、持っていた車の一年間の走行距離と総ガソリンはこれだけでした、こういう施策をとって、近場は自転車で行けとかいうことで車の台数は減りました、ガソリンもかかると減りましたということをチェックしておられるんだろうかと。そういうのがあるかということに関しては、余りなかったんです、なかった。

極端に言うところということで私が申し上げたのは、それを電気自動車にしますと言った瞬間に電気の使用量はふえます、当然ながら、夜。しかし、夜間電力で契約すればかなり安い電力です。そしてガソリンは一滴も、先ほど警護の人、使い分けがあると思うんですね、必要なものもあれば、自転車までいなくても近場の部分は小さい車で、電気自動車で走ればいいということの。そして、使用実態からいえば、もう一日平均三十キロも乗っていない。衆議院の院車を調べたん

ですが、これも一日平均でいうと三十キロ以下です。我々も使つて、そんなに乗らないですよというところでいうと、そういうところをやれば間違ひなくガソリンはゼロになるんですよ。低燃費でかかるのは難しい話でないということは、脱石油、そして環境に優しい、これは全然もうガソリンは使わないという、二酸化炭素は減るわけですから、ということ、大目玉として私はやられていものだという御提言を申し上げました。

それで、先ほど片山政務官からお話ありまし

ブツシュ大統領の一般教書あるいは先端エネルギーイニシアチブ等々で、二〇〇五年八月に包括エネルギー法案成立、再生可能燃料、主にエタノールの使用を義務づけ、使用量を二〇一二年までに七十五億ガロン、二千八百三十九万キロリットル

日本は五十万キロリットルと先ほどおっしゃいました。そう書いてあります。日本のガソリン消費量は、アメリカより大分少ないですから、約一億キロリットルぐらいですかね。ということでしょうと、日本は、目標としている数字を二〇一〇年

そして、例えばEUであれば、この資料に「世界主要国の輸送用新燃料への取り組み状況」、これもエネ庁がまとめられた資料ですから、こういう状況にあることは御承知なんです。アメリカのことは今、上に書いてあります。

EUは五・七五%を目標設定。二〇一〇年、フランス、スペインではETBE、五・七五%。

あるいはスウェーデンではガソリンでE5、E10、要するにこれはエタノールということですから、五%、一〇%の燃料を使うようにしようとしている。そしてブラジルでは、生産国だとおっしゃいましたけれども、そのとおりであります。二〇から二五%という水準で使おうとしているという。明確に国の大方針として、数値を挙げて、年限を決めてやろうと言っているときに、日本は今E3ですか、三%だと言っている。この落差というのは、認識として非常にギャップがあるなという感じをいたします。

先ほどからくどく申し上げましたけれども、日本の脱石油、石油依存度を減らすと同時に、京都議定書達成することとていえば、一番対策を打つべきは車の燃料であるということば間違いないんです。その燃料に一番即効性があるのが、ガソリン以外のものを添加して代用するということに尽きて、それはアルコール系の燃料でやる、だから、世界じゅうそこに焦点を絞ってどんとやっていると、まどろっこしい三%みたいな話でやられているというのは、政治の指導力として、お配りしましたように、行政の役所は全部知っていますよ、状況も。

しかし、具体的にやるといういろいろな障害があることも事実だということこそ政治家の、政治主導の出番であって、目標を高く掲げ、そのために知恵を出し合って全力で進めと言われるのが大臣の責務だと私は思うんですが、いかがですか。

○二階国務大臣 バイオエタノールの場合を例に挙げますと、今、ブラジルとの間で随分綿密な交渉をいたしておりますが、我々はこれを国に導入した場合にどういう対応ができるか、あるいはまた農業政策の面から、沖縄等で生産されるサトウキビ等の活用については、沖縄の対策等も考え合わせて行政として対応しなければならぬというのは、これはもう当然のことではありますが、そうしたことを考え合わせて今積極的な対応をいたしております。

やがて関係業界の皆さんの御理解、御協力が得

られるような状況になれば、今アメリカに比べてはるかに低いということの御指摘がありました。が、やがては、そういうことが軌道に乗れば、またアメリカに対して追いつき追い越すことのできる時代も来るのではないかと。そして、それはバイオエタノールだけではなくて、太陽光発電あるいは風力その他もろもろの次世代の新エネルギーというのがあるわけですが、これはすべて多くの国民の皆さんの御理解がなくてはなりません。そういう面で、今積極的に理解を得るための努力をいたしておるところでありまして、今御指摘のありました点なども十分勘案しながら今後対応してまいりたいと思っております。

○川端委員 時間がほとんど来てしまったんですが、認識と姿勢は私は十分評価しているんです。ただ、今の国のエネルギーの安全確保と京都議定書ということでは、もっと強烈なメッセージと政治的指導力を期待したいということを申し上げたことを御理解いただきたいと思えます。

その中で、先ほど、軽油引取税あるいは揮発油税、これはそういうふうに加えていっても全部同じように取りまします。そして一方で、今E3、E5の議論のときに、品確法を含めて、安全性の問題があるんだ、バイオディーゼル燃料、BDFにしてもそうだと。

どうも、こういうものをまぜると詰まったりとまったり危ない、だから、きちっとせなにかぬというの随分熱心なんです。もうエネ庁を挙げてというぐらい、悪玉燃料撲滅キャンペーンみたい、ガソリンスタンドのレシートには書くわ、ポスターはつくるわ、あなたの車は大丈夫ですか、御存じですかといった、もう山盛り言う。それは、確かにそうなる危険なから、きちっとせなにかぬというのは当然なんです。しかし、石油を減らし炭酸ガスを減らすという観点から見たら、将来非常に有望な子供に育つというものではないんですかと。

この前も、NHKのニュースを見ていましたら、京都市がごみ回収車とか使っているものがあ

るんですが、これを、一定の基準をつくりまして、そうでないととまったり詰まったりしますとNHKで言っているわけです。

ところが、国土交通大臣をされていたから御承知だと思わんですが、高濃度のアルコール燃料を使ったというBDFをまぜたりしたときに、トラブルはあるんです、実は。これは、燃料が違いうことによる主としてパッキング、油送系の部分の問題であって、技術的にはいとも容易にクリアできる部分。

だから、こういう新しい燃料が出てきたときに、ガソリンを減らす可能性があり非常にいい燃料であるからというのであれば、それを適合するように、パッキング、油送系をかえた車を認定して、それは優遇しようというのはやるべき姿であって、山登りであれば押し引つ張ってあげた話であって、それを、危ないからこれ以上は使えない使えない、危ないから危ない危ないよと言っているのはいじめているのではないかと。そして、税金も同じように取るぞと。踏んだりけったりして、やっという子がひよつとしたら育つかもわからぬということに、寄つたかかって何かもう育たないの、非常に残念に思っていますよ。

NHKのニュースで、この前、E3かE5か忘れましたが、規格をつくらうというニュースでしたけれども、それだけ聞いていたら、これはまあまあいいんだ、やばいんやなという印象でメッセージが伝わってくる。エネ庁は、ホームページからピラからチラシから挙げて悪玉燃料撲滅キャンペーンといったやってもらえるけれども、もうちょっと違うことに熱心にやってほしいと僕は正直思いました。

インディレイスでインディ五〇〇という自動車レースがありますが、インディ五〇〇の世界の高速レースをする自動車の燃料は、違う理由からなんですけれども、一〇〇%メタノール車です。だから、車の技術で、そして日本が外国へ輸出する分はその国のE10とかE15の仕様に合わせてかえ

ているはずなんです。だから、そういう部分をぜひとも、一度燃料から見た部分で、まだまだ未熟だけれども大きく育ててやろうという施策、税制、それからキャンペーンというものをぜひとも配慮していただきたいと思うんですが、最後にその御所見だけ伺いたい。

○二階国務大臣 私は、エタノールの問題だけに限らずとも、ブラジルの担当大臣ともう既に四回お目にかかっております。それは、ブラジルが大変熱心だからでもあるわけですが、今度いよいよ私もブラジルを今国会終了後訪問するというところで今計画を進めておるところであります。その際に、単なる訪問ではなくて、きちっとした将来的な打ち合わせもしてまいらなくてはなりません。

日本がこの問題に対して門戸を閉ざしておる状況のときには、これを使つたらいい、買つてくれ、幾らでも提供する、ブラジルの広野を見てください、こう言うんですが、いよいよ日本がそれを活用するという姿勢を示したとすれば、直ちに、そんなに原料はないんだ、そういうことをおっしゃるわけです。

ですから、我々はこの場合でも何か明らかにしてしまおうわけにはいかないかもしれませんが、川端議員がせっかくの御指摘でございますから、我々、国内的な事情も十分勘案しながら、相手の立場もにらんでやっていかなきゃいかぬ。その上においては、やはり税制の面とか、あるいは国民の皆さんに御理解を呼びかける問題、また、新エネルギーに対して、国民の皆さんの興味を引く、関心を呼ぶ、また現場を見ていただくという面で、次世代の新エネルギーパークなどという面なもの、そんなに金をかけずにできるわけでありますから、そうしたことも今実験的に対応できなにかというところを模索しているところであり

ます。そんなに遠くない将来に結論を出して直ちに実行してまいりたいと思ひますし、今、そういう新エネルギーに対応していく際には、おっしゃられ

た税制の問題、金融の問題も大事であります。それは、ガソリンスタンドを少し改良しなければならぬ部分もありますから、これは今ガソリンスタンドの関係者にみずからの投資でスタンドを改良するようにということは酷でありますから、こちらの面については、私は、融資の面も含めて対応していかなくてはならない。そうしたもう一つの問題を展望しながら、今御指摘のようなことに対して、経済産業省挙げて懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

○川端委員 ありがとうございます。

ぜひともいい結果が見えてくるように御期待申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、大島章宏君。

○大島委員 ただいま川端委員から、環境問題等々含めてエネルギー問題についての御質問がございました。また先ほどは、その前に松原議員から、原油の値上がり問題についての、あるいは中小企業に関する質問がございました。私の方からは、幾つか準備したわけですが、時間の関係もありますので、重複するところは少し省きながら質問をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

きょうは三つほど質問したいと思っております。一つはBRICsというものの台頭といわゆる日本におけるエネルギー・環境対策ということ、もう一つは中小企業ものづくり対策、そして三つ目が地域経済の課題と対策という三つでございますが、最初に、経済産業大臣である二階大臣に、BRICsの台頭と日本への影響というものについて少しお伺いしたいと思うんです。

私も資料を見させていただきましたが、二十一世紀に入ってから五年間でGDPは一三・五増、日本のGDPは六・五増、中国のGDPは何と五五・五増ということになっておりますし、また、BRICsと言われているブラジル、ロシア、インド、中国、このところが非常に好調に推移しています、一体これで、アジア経済といえますか、世

界の経済はどこまで行ってしまうんだろうかと、非常に不安な要因もございます。

その一方で、アメリカが、イラク戦争等々もありまして、軍事予算を倍増させている。二〇〇〇年に二千九百四十五億ドル、これは大体三十一兆円ぐらいだと思うんですが、それが二〇〇六年には五千三百五十九億ドル、大体五十八兆円、日本の予算の税収以上に、倍増させた軍事予算を使っているわけですので、これも世界経済に大きな影響を与え始めています。

これから日本の現状を考える場合には無視できないこのBRICsの台頭というものがあられるわけですが、経済産業省としてこのBRICsの台頭に對してどのような御所見をお持ちか、最初にお伺いしたいと思います。

○片山大臣政務官 ブラジル、ロシア、インド、中国でBRICsという、この新興工業国が非常に高い経済成長を実現しているというのは御指摘のとおりでございます。最近ブラジルが、周辺環境の問題もありましてやや低いんですね、二から三のときがございしますが、あとは、六から一〇ぐらいの非常に高い経済成長を実現しております、存在感も増しております。

我が国との関係につきましては、我が国としては、グローバル競争の競争相手がふえたという効果は当然ございますが、逆に、投資先としても貿易パートナーとしても、お互いウイン・ウインの状況で、あちらの発展にメリットを得ているという面もございします。

また、ちよつと離れますが、金融市場や株式市場におきましてこのBRICsというのは、非常に大きなパートナーというかプレーヤーになってきているというところも無視できないところでございまして、経済産業省といたしましては、今成長戦略をつくっておりますが、その中のグローバル戦略を考えるに当たりまして、これら四つの影響は全く無視できないというか、非常に重要ということで考えておる次第でございます。

また、軍事予算をアメリカがふやしているとい

うのは全く御指摘のとおりで、私、前々職がその担当でございましたのですが、五十八兆円になっているものの内訳の増分のほとんどはイラク、アフガニスタン関係でございまして、国内分においてはリストアップしているところもあります。

いずれにしても、中東関係で非常に大きな増額をしているということは、これも世界全体の経済バランスとしては見逃せない点だと思います。

○大島委員 そこで、そういう現状になっているのにもかかわらず、小泉政権は、アメリカと仲よくすればアジアともうまくいくんだ、こういうことで、言ってみますと、現実の世界の動きと日本の小泉政権のいわゆる視点というのがずれているんじゃないか、私はそこを非常に危惧しているんです。きょう新聞に、同友会が小泉総理の靖国参拝については反対する、それは日本の経済に大きな影響を与えるからという話がございまして、これは経済同友会の中でも、一同が同じじゃないかと、何か六十人ぐらいの十一人が反対されたというんですが、私は、これは非常に深刻な状況に入っているんじゃないかと思うんです。

そこで、私は、きょう、この問題を含めて、いわゆる日本の対外貿易の構造の変化の問題も、資料を見ますと、明らかに、一九九〇年にはナンパーワンの貿易の輸出国はアメリカだったんですね。輸出に占める比率が三二・〇、輸入に占める比率も二二・〇で大きな割合だったんですが、二〇〇五年には、輸出に占める比率四八・八はアジア、それから輸入に占める比率も四五・五がアジア、アメリカは二三・〇、一二・〇ということで、非常に状況としては、もうアジアにシフトしたというのが現実問題なんです。だから、経済同友会なんかも、本当は政府に物は言いたくないけれども、この際やはり言っておこうということと言ったんだと思うんです。

外務省がこの問題をどういうふうにとらえているのか、あるいは経済産業省として、この日本の対外貿易の構造の変化に対して、外務省と経済産業省はどんな連携をとって日本の未来を切り開く

うとしているのか。ヨーロッパと同じように、アジア通貨基金というのでもつくって、やはり日本がアジアの経済に大きく寄与する、そういう姿勢を示し、経済問題、エネルギー問題、それから、先ほど川端委員からもお話がありました、環境問題、アジアの環境も非常に深刻な状態になっていますね。

ですから、こういう問題に対して、どういう形で日本がイニシアチブをとるかということを中心と指し示すのが日本の外務省だし、外務省と連携をとった経済産業省のあり方だと私は思うんですが、こころ辺についての外務省、経済産業省、環境省の見解を伺いたいと思います。

○西野副大臣 まず、経産省の考え方を申し上げます。たいと思いが、お示しのとおり、各般にわたります。例えば貿易だけ見ますと、貿易総額の中で東アジアの占める割合が約半分、また対外直接投資という点から見ますと、これは大体三分の一ぐらいが東アジア中心になってきております。先生がお示しのように、環境問題しかり、貿易問題しかりでございます。今、アジアに対する大きな力点がございますか、ウエートが変化してきておること事実であろうというふうにおっしゃるわけでありまして。

さはさりながら、米国と今日までの長年にわたる同盟関係を含めて、経済、外交等々の面から、当然ながら、引き続きこれらについても維持発展をさせていくことも大事であるというふうにおっしゃるところであります。

そういう中で、とりわけ東アジアに対して活力を見出すために、何といつても、一言お示しをされておりました経済統合等々に向けても、私どもの二階大臣が以前にも発言をいたしておりますとおり、アジアの経済統合に向けてリーダーシップをとっていくべきだというふうにも思っております。ただ、東アジアEPA構想、あるいは人財資金構想などを実は挙げておるところでございます。今後とも、日本と東アジア、さらには世界の中でアジアを中心にして我が国は発展をして

いく、こういう趨勢の中で諸般の施策を講じていくべきだというふうに思っております。

○佐渡島政府参考人 お答え申し上げます。

私もどなたかとも、アジアにおきまして、委員御指摘のとおり、中国あるいはインドという国々の急速な台頭という大きな環境変化が見られる中で、特に東アジア首脳会議等の成果を踏まえまして、普遍的な価値とグローバルな規範の二つを東アジア共同体というものの構築を目指していきたくと考えております。

そのために、東アジア首脳会議参加国の間で、委員御指摘ございました、経済分野あるいはエネルギー、環境問題等々、地域が直面いたしますさまざまな共通課題に対する具体的な協力を進めて、共同体の形成に向けた一体感を高めたいと考えております。

我が国といたしましては、また東アジア首脳会議の場で、共同体の形成も視野に入れて、地域協力の理念や原則あるいは共通課題の対処について、戦略的な、あるいは大局的な観点から、それらの国々との議論を深めていきたくと考えております。

共同体形成を共通目標にこういった取り組みを積み重ねることで、私どもの属します東アジアが、経済面も含めてさまざまな面で一体性を高め、より一層繁栄していく、協調的な地域の形成につながっていくと考えております。

今、経産省副大臣の方からも御指摘がありましたけれども、東アジアEPA構想、幾つかアイデアをいただいております。私もどなたかとして、こういう課題について、政府一丸となって、経産省さんともよく連携をしながら課題に取り組んでいきたいと考えております。

同時に、域外国にどうやって開放性を保っていくとか、あるいはインドその他の国々との交渉の整合性とか、いろいろな問題がございますので、さらに関係の省庁とも議論を十分に尽くしてまいりたいと考えております。

○小林政府参考人 アジアの戦略が必要であると

いう御指摘でございます。

環境面で申し上げますと、CO₂の排出量、中国は既に日本の三倍、インドはほぼ日本と同じというところであります。大変大きく成長しております。また、御案内のとおり、黄砂の問題、あるいは酸性雨の問題、そして漂着ごみの問題、アジアに、環境は国境がない、こういったことが日々感じられるところでございます。

そうしたことでございまして、環境省としては、先ほど御指摘のようなアジア中心の環境対策ということ、あるいは経済界としてNGOとも協力して進めているというところでございます。

例えば、アジア太平洋地域の環境大臣の集まりのエコ・アジアといったような会議を定期的にやっております。特に中核になります日中韓、ここにおきましては定例の三カ国の環境大臣会合といったようなことを進めてございます。

それからまた、実務が大事でございますから、酸性雨のモニタリングネットワークとか、こういったアジアをベースにした地域の取り組みというところに力を入れるように努めているところでございます。

また、今般は、二階経済産業大臣のイニシアチブで行われます日中の省エネそして環境保全の総合フォーラムといったようなこともございまして、が、こういったところにも参加をいたしまして、実務ベースで環境対策が普及されていくように、アジアに中心を置いて頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○大島委員 いろいろと今三省庁から基本的な考えをいただきましたが、私が御指摘申し上げたいことは、今、日本が眼の中の中心に据えるのはアジアだ。西野副大臣は東アジアと使われましたけれども、私は、やはりインドも入れた形でやらないといけないのではないかと思います。ぜひアジアに日本の外交あるいは経済問題も含めてシフトして、寺島さんの御発言を聞くと親しみ入垂というらしいんですが、アメリカとは親しくしながらも

アジアの一国としての位置づけを非常に鮮明に日本はすべきだ、これを逃すと大変な状況になるという指摘を、私もお話を聞いたことがあるんです。

そういうことはぜひ、経済産業省も外務省も、環境省、特に環境省は頑張っているけれども、私もいろいろ自分で考えたんだけど、一万四千キロというこの地球の直径、それを十四センチのボールに例えると、地球の空気の層は〇・一六ミリなんです。十六キロですから、飛行機が飛んでいるのは十キロですから、一万メートル上空です。十六キロ上空はもう空気層はないんです。十六キロ上空はもう計算すると、十四センチのボールの上に〇・一六ミリの薄い膜が空気層である。これが損なわれると、人類という生物は生存できないんです。

だから、環境問題は本当に、クールビズもいいですが、クールビズだけではもう乗り越えられないところに入っている。ですから、環境省もぜひ自信を持ってアジア全体の環境問題についても提言して、ODAも、お金を置いてくればいいというのではなくて、やはりお金を何に使うかです。実効ある形で環境省も頑張っていると思います。このことを申し上げておきたいと思っております。

次に、エネルギー問題でちよつと気になることが二つありますので、この問題をお伺いしたいと思います。

原子力発電所の耐震指針の見直しという方針が出されて、そろそろ出たという話も聞いておりますが、日本のエネルギー政策の中において、原子力政策というのは非常に大事な点ですね。ところが、女川の原子力発電所が地震によって停止したときから随分たつたんですが、大分おくれで、裁判に負けて、現在、耐震指針の見直しを進めているというところであります。

今後の対応について原子力保安院のお話をいただきましたと思うし、同時に、ガスエネルギーというものの注目してやっているんだけど、どうもガスエネルギーに対する力点が今欠けているんじゃないかという話も聞いておりますので、このガスエネルギーに対する国家戦略についてエネ庁からお話をいただきたいと思っております。

○広瀬政府参考人 四月二十八日の原子力安全委員会の耐震指針検討分科会におきまして、原子力発電所の耐震設計の審査に用いられております耐震設計審査指針の改定原案が取りまとめられたところでございます。今後、原子力安全委員会の本委員会における審議、パブリックコメントなどを経て改定が決定される予定と聞いております。

今回の改定は、最新の知見を取り入れ、原子力発電所の耐震安全性に対する信頼性を一層向上させることを目的としたもので、改定後の指針は、今後新たに安全審査を受ける原子力発電所に対して適用されるものであると理解をいたしております。

また、原子力安全・保安院は、従来から、指針への適合性のもと、地震学や耐震工学の最新の知見を踏まえた安全審査等を行っております。稼働中、建設中の原子力発電所の耐震安全性は確保されていると考えております。

しかしながら、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上のためには、今回の指針改定の趣旨を踏まえ、最新の知見に照らして耐震安全性を確認していくことが重要と考えております。このため、原子力安全・保安院としては、指針が改定された時点で、全国に立地しているすべての原子力発電所について、改定された指針に照らして耐震安全性を確認してまいります。

○片山大臣政務官 御指摘のように、天然ガスは、石炭、石油に比べてもCO₂の排出が少なく上に、産出先が非常に安定しているという分散しております。石油は九割中東ですが、天然ガスはオーストラリアからサハラ以南まで幅広くございますので、非常に優秀なエネルギー源と考えております。

天然ガスの普及拡大に向けて、供給面では、天

然ガスへの燃料転換の促進、需要家数の九割以上をもう完了しております。また需要面では、産業用ボイラー等の天然ガスへの燃料転換ですとか、より効率の高いガス機器の、エコジョーズとかです、導入などに対する助成も行っております。

また、国内においてこれを運搬する基幹パイプラインの整備についても支援しておりますし、海外からの天然ガスの安定的な確保に向けてましては、今、多様な国々、多様なガス生産国との関係強化なども進めておりまして、今後とも、ガス政策は一層充実強化、しっかりとやってまいりたいと思っております。

○大島委員　ひとつそこら辺は、環境問題も考えながらエネルギー政策をしっかりと進めていただきたいということをお願いしておりますし、原子力発電所については、今保安院の院長からお話がありましたように、新しいプラントに対する指針であるとはいながらも、既存のものについても順次きちっと確認をして進めることが必要だと思いますので、そういう形でぜひ進めていただきたい。そして、国民の信頼、国民の安心感、そういうものが得られなければ原子力政策というのにも前に進みませんから、そこら辺を十分配慮して進めていただくように要請をしておきます。

残りの時間が少なくなつてまいりまして、いろいろと準備いただいた方もおられるんですが、中小企業問題について一つお伺いしたいと思えます。

中小企業、私もこの五月の連休中、ずっといろいろ歩きまして、いろいろお話を伺いました。一様に言えるのは、黙々と一生懸命仕事をしてきたんだけど受注量が減つてきて非常に困つたというんですが、非常にいい技術を持っているんですね。そのいい技術に何とかもう一回目の目が当たるようにできないかというので、私は、特許というものの、いわゆるこれまでのバブル崩壊後の金融中心の経済から、ものづくり中心の経済へ転換すべきだということを申し上げたいわけです。

そのためには、地域の中小企業の持つ長年積み

上げた技術、技能というものを特許化する、その中核に商工会議所とか商工会、ここに知財駆け込み寺というものの構想があるということでは中小企業庁から聞いておりますけれども、特許庁と中小企業庁が、連携をとって全国の技術、技能のネットワークをつくって、中小企業が、自分が持つ持っているこの技術、技能を生かせないかということ、全国のネットワークをつくるという動きを強めることが必要なんだと私は思うんですね。

日立市の中小企業の皆さんが大田区で技術フェアとか何かをやったんですね。そうしたら、大田区の中小企業の人に来て、あなた、こういうことをやっているのか、では、うちでぜひこれを頼みたいよというので、お互いに、日立市と大田区が交流を始めたという話であります。

そういう意味では、やはり知らないんですね、お互いに。だから、特許問題と、それから中小企業の技術、技能をお互いに連携をとる、そういう動きを中小企業庁と特許庁が協力して行うべきだと私は思うんですが、この件についての現状と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○片山大臣政務官　ただいま委員御指摘の知的財産の駆け込み寺でございますが、今年度から新たに、中小企業にとつてより身近な窓口である全国の商工会、商工会議所に整備するということ、今鋭意やっているんですが、具体的には、知的財産に関する相談内容を聞いた上で、責任を持つ適切な公的機関、まさに特許関係の、特許の流通アドバイザーであるとか、また弁理士会であったり発明協会であったり、あるいは特許室そのものであったり知的所有権センターであったりですとか、そういうところに取り次いだり、またさらに専門家を紹介したりという体制を整備してまいりたいということでございます。

こうした仕組みがさらに十分に機能するように、これらの商工会等の全国団体でございます全国商工会連合会それから日本商工会議所が、取次先となる支援機関と一層連携強化を行うということになります。具体的には、先ほども申しました

ように、弁理士会等を含みます知的財産の専門機関、それからベンチャー総合支援センターなどの中小企業支援機関との連携をこれらの全国団体が強化していくということになります。

こういった取り組みにより、総合的に知的財産の保護と活用に関する支援を中小企業に対して、実務的にうまく回るようにやってまいりたいと考えております。

○大島委員　ぜひ、必死に中小企業の経営者も何とか地域経済の担い手としてやろうとしているし、その中小企業で働いている人が地域で子供を育てて、また次の時代を担う人材も教育あるいは育てることで行っているの、何か最近の日本経済の一つの流れとして、大きなものがより大きくなればいいんだ、六本木ヒルズじゃありませんけれども、何か派手なものがどんとできて、それとにかく日本はよくなつてきたというんだけれども、私は、そういう光り輝くものも大事かもしれないけれども、やはり地域で本当にまじめに暮らしている人というのが日本の宝なんです。そういうものをもっと大事にした政治であるし、そういう方針であつていただきたいということから申し上げたんです。片山政務官のお話にもありましたけれども、政府としてもぜひそれを十分踏まえてやっていただきたいということも申し上げておきます。

それから、地域の課題についてでありますけれども、幾つかあるんですね。大手企業と地域の中、小企業との受注バランスをきちつととつてほしい。今は何でもありの時代ですから、それは大手企業というのは何でもできます。ですから、小さいものまで底びき網で引くように仕事を持つていつてしまふ。それは受注競争で値下げ競争をやつたら大きいところにかないませんね。そうすると、結局、小魚が残っていないというような話で、大変な競争激化になつていっているんです。私は、何でもありというのはどうも、地域を考えるとやはり間違えているんじゃないかと思うんですね。

そこで、この大手企業と中小企業の受注バランス、いわゆる公共事業関係でもそういう傾向が出ていますので、総務省からその問題についての対応策をお伺いすることと同時に、あと、金融庁、きょう来ていると思うんですが、さつき松原さんからも指摘されていましたけれども、地域金融の問題。あそこ貸しじゃだめだ、ここに貸しじゃだめだ、地価が下がつたから、もう担保割れしているからこれはだめだという、その方式でやつたら本当に、なかなか企業に対する金融というのが滞つていて、結局それも地域経済が落ち込む原因にもなつていまして、そろそろ、四％未満というBIS規制がございますけれども、金融監督庁が微に入り細に入り指導するという姿勢は改めて、もう自己責任のもとに大いにやりなさいとおかげさんで、この間、皆さんの協力で何とか日本の経済も中央部は立ち直つてきた。今度は地方の方が大いにやりなさいというので、あしき慣習と私言いたいぐらいであります。もう本当に、なぜここまで指摘されなきゃならないんだろかと思うほど、重箱の隅をつついて掘り起こしてまでやっているという実態が過去にありましたけれども、この状態、大手金融機関も、預金者に金利を払わないで自分の不良債権処理のために使つて大体元氣になつてきましたから、そろそろ、地域の経済の活性化のために私は規制緩和すべきじゃないかと思つておるんですが、そこら辺の二つについてお伺いしたいと思います。

○高部政府参考人　お答えを申し上げます。御案内のように、地方公共団体の入札、契約等につきましては、地方自治法で大枠を定めているところでございますが、透明性あるいは公正性といったものの確保というような観点から、競争入札を原則としているところでございます。

しかしながら、一方で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、いわゆる官公需法がございますとか、この法律に基づきます閣議決定による国の施策に準じて、地方公共団体におきまして、中小企業者の受注の機会の確保をするために必要な施策を講ずるよう努めるとい

うこととされているところでございます。

これらの法律などを踏まえまして、指名競争入札でございまして、随意契約の方法を活用することによりまして、官公需適格組合を初めとした中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を適切に講じていただきたいと思いますというふう

に思っているところでございます。

○山崎政府参考人 地域金融機関についてのお尋ねというふうにご理解しておりますが、自己資本規制の問題につきましては、金融機関の貸し出しの原資が預金であるということから、金融機関が破綻した場合に預金者の預金が毀損される等の悪影響が発生するということがございまして、このような事態を避けるため、金融機関が融資等の機能を継続的に発揮するための金融機関の財務の健全性の確保のための規制でございまして、これは必要不可欠であるというふうに考えてございます。

したがって、自己資本比率規制の重要性は主要行であれ地域金融機関であれ変わらないものというふうにご考えてございますけれども、一方で、地域金融機関につきましては、地域の中小企業等の資金ニーズに適切に対応するとともに、経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信頼が得られるということが重要でございまして、私どもは、地域密着型金融の機能強化に向けて、自主的な内容の各種取り組みを着実に推進することが期待されるというふうにご考えてございます。

こうしたことから、現在、地域金融機関におきましては、みずからの経営判断のもとで、地域の特性を踏まえた個性的な地域密着型金融推進計画、これを策定いたしまして、その規模や特性等に応じた中小企業金融の円滑化や利用者の利便性向上に向けた施策を推進しているところでございます。

金融庁といたしましては、引き続き、この計画のフォローアップ等を通じて、各金融機関が自主的に内容を決めた取り組みを一層推進していくことによりまして、地域の中小企業への円滑な資金供給が図られるよう努めてまいりたいという

ふうにご考えてございます。

○大島委員 今金融庁から答弁をいただきましたけれども、本人は生きているつもりでも、何か、もうあなたは死んでいるんだから棺箱に入れたいというような感じの非常にひどい指導も随分あったんですよ、過去に。だから、要するに患者を診ないで薬を調合するなれですよね。患者を実際に診もしないでこの人はもうだめだとかこの人はいいという、実際に患者を触診してみたり、よく現場を見ないで書類だけで査定をしてこれはだめ、これはいいというような形が過去において随分見られましたから、今お話しのように、地域の実態に合った形の金融をしない、それで私はいいと思うんです。ぜひ実態をよく見た形で金融庁もやっていただきたい。これが地域経済を支えている中小企業にとつて大変重要な課題になりますから、その点を心してやっていただきたいということをお願いしておきます。

最後に、いろいろ幾つか聞きたかつたんですが、特許庁長官もおられますし、中小企業の中で、特許を取得したいんだけどなかなか大変だということ、特許を取得すると、なかなか審査期間が長くなつちやつて、その間に特許が使われていた、海外で使われてしまうというような話とか、先使用権制度というものをうまく利用してやるべきじゃないかとか、そういういわゆる日本の技術流出防止のための対策という意味で特許を十分に使いたいという意見がございまして、質問時間が参りましたので、この件については次回にお伺いをするにしまして、私の質問を終わります。

○石田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

この間、当委員会でも中心市街地活性化法、また都市計画法改正の連合審査も行つてまいりました。その関係で、この大型店の立地、出店の問題につきまして、郊外について言えばいわばブレーキをかけていく、中心部にいわばアクセルをかけ

る、そういう形で活性化を図つていこう、均衡あるまちづくりを進めていこうということが掲げられているわけでありまして。それが具体的に、規制策であればどのように機能をしていくのか、その問題について最初にお尋ねしたいと思つております。

配付をしました資料の二枚目の方なんですけれども、「大型店出店構想の事例と懸念されている社会的影響等」という表になつておりまして、これは日本商工会議所など中小四団体のまちづくりに関する要望の参考資料として挙げられているものであります。これは、非常にいろいろ懸念されている事例として特徴的なものだろうと思つてい

るんですが、そのうちの七つが農地、農用地にかかわつている問題なんです。その点で、農水省さんに最初にお伺いしたいと思つてい

るんですが、農水省に伺います。

そこで、農水省に伺いますが、いろいろな、全国で大型店が出店、立地をする際に活用されているスキームの中で、農村活性化構想、その延長線上で、いわゆる二十七号計画というものがあるというふうにご聞いております。こういう大型商業施設の立地の際に活用されている農村活性化構想及び二十七号計画がどういふものなのか、その概要について説明いただけますか。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のございましたいわゆる二十七号計画と申しますのは、地域農業の振興のために市

町村が定めるという計画でございまして、農振法の施行規則の第四条の四第一項第二十七号に規定されていることから、一般的に二十七号計画と言われているものでございます。

また、農村活性化土地利用構想と申しますのは、農業振興地域整備計画の変更の要件が平成十一年に法定化されました。それ以前に通達に位置づけられていたものでございまして、その内容は、現在のいわゆる二十七号計画と同様のものでございます。

具体的には、この計画は市町村が、先ほど申し上げましたように、地域の農業振興の観点から農業委員会の意見を聞いて定めるものでございまして、他にかわる土地がないことや、周辺農地の効率的な農業利用に支障がないことなど、農用地区域内の農地の農業上の効率的な利用に関する基準を満たすとともに、農地転用あるいは都市計画上の開発許可、こういったものの許可の見込みがあることという要件を満たすことを要件としているところでございます。

この計画につきましては、農振計画の策定者でもある市町村が農業振興との調和に配慮しつつ策定するものでございまして、この計画に位置づけられる施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合にありましては、例外的に農用地区域からの除外が認められるということになっているわけでございます。

○塩川委員 今お話がありましたように、農振法に基づいて、農業振興に資すると同時に、農村の活性化、農業の活性化のために、現実には大型店の誘致というのが行われてきているわけですから、農村の活性化、農業の活性化と言いつつ、実態は優良農地がつぶれて大型店がどんと出るといふのが現実起こっている事例であります。

そこで、資料の一枚目ですけれども、これは、イオンモール、イオンのショッピングセンターの開発会社の会社案内ですけれども、イオンモールが全国どこにショッピングセンターを出店してい

るかという一覧表であります。イオンの場合には、ダイヤモンドシティの系列でもショッピングセンターを行っております、ここで、経営統合という話が出てくるのですけれども、このイオンモールにおきましても、ここに挙げられたような事例があります。

そこで、例えば、ちょうど真ん中あたりに開発方式とありますけれども、一番上のイオン柏というんでしょ、青森県つがる市の場合にも開発方式が農村活性化構想、それから、上から六番目のイオン三光ショッピングセンター、大分県中津市の場合も農村活性化構想。今お話のありました、現在は二十七号計画と言われている開発方式で大型店が出店をしてくているわけです。それ以外にも農地を活用している事例というのがその後生まれてきております。

ここには出てこないんですけれども紹介したいのが、福島県、今、条例を進めてこの秋に施行されるわけですが、県としてのまちづくりの条例があります。その福島県で駆け込みの出店の一つとして、会津に福島県の湯川村というところがございます。ちょうど会津盆地の真ん中で平らなところですね、田園地帯ですけれども、ちょうど喜多方と会津若松市の間にある村ですけれども、そこにジャスコの出店計画があるそうであります。湯川村自体は米どころですけれども、その農業振興地域の農用地区域にジャスコが大型店の出店の計画をしております。敷地面積が十三万平米で売り場面積が三万七千平米、これが二十七号計画を使って行くと、つまり、湯川村として計画をつくって大型店を誘致しようという話になってきているわけです。

こういうように、農村活性化構想及び今では二十七号計画が活用された大規模商業施設の建設が進められてまいりました。これは、活用している自治体に聞きますと、二十七号計画を使えばスピーディーに開発ができるんだというような説明をしているというんです。これは本来の趣旨から見てどうなんでしょうか。率直なお考えを農水

省にお聞きしたいんです。

○宮本政府参考人 今御指摘のその湯川村の案件につきましては、私も新聞報道等以外は承知していないところでございます。

今、いわゆる二十七号計画を使えばスピーディーにできるというお話がございましたけれども、基本的に、先ほど申し上げましたように、この二十七号計画の策定に当たりましたが、これに基づき農用地区域からの除外等に当たっては、一定の法律上の要件が定められております。それらの要件の適否につきましては、きちっと判断することになっていくわけでございます。一概にスピーディーになるかどうかということにはならないのではないかとこのように考えておるところでございます。

○塩川委員 事業者がこの二十七号計画を使うというのは、立地する市町村が計画をつくるわけですね、そうすると、立地する市町村にいわばお墨つきをもらって出店ができるということに事業者にとつてのメリットがあるという部分があるわけですね。そういう点で、この二十七号計画を使っているいろいろな調整もしてくれて、関係者とのいろいろな調整もしてくれて、現実には開発のツールとしてこの二十七号計画が使われているというのが実態であるわけです。

そういつた際に、農振除外、農地転用の話でも、この二十七号計画というのは、いわば農業政策の観点からのみ判断が行われているわけですね。ですから、ある自治体のこういった二十七号に基づき計画が周辺市町村に農業以外の問題で影響を与える、こういったときに、一自治体の判断だけで本当にその開発を進めていいのかということとが今問われているんじゃないかと思うんです。広域的な影響を与えるような大型商業施設の出店の場合に、一自治体の判断だけでこういう計画を進めてよいか、これについては、農水省としてはどのようにお考えですか。

○宮本政府参考人 御指摘のとおり、いわゆる二

十七号計画におきまして、いわゆる大規模集客施設が位置づけられている例というものがあつては承知しております。ただ、このいわゆる二十七号計画の適否につきましては、今委員御指摘のとおり、まちづくりの観点というよりは、周辺農地の農業上の利用なり農業振興上の観点なり、こういう観点から内容の適否を判断しているところでございます。

ただ、農振法におきましては、市町村が農用地利用計画の変更をしようとするときにおきましては、その広域自治体といいますが都道府県の同意を得るといふシステムが組み込まれておるところでございます。そういう意味では、市町村の判断のみで農用地区域からの除外が行われるというわけではなくて、策定いたしました計画が、農振法上のいろいろな要件、先ほど申し上げました要件に該当しているかどうかにつきまして、一自治体のみならず都道府県もあわせて判断して手続が行われるということでございます。

○塩川委員 その点でも、あくまでも県の同意の話というのは、農業振興との関係での判断ということですから、そういう点では、農業以外に影響を与える問題について、じゃ、口が挟めるのかという問題というのは当然残るわけでありまして、ですから、これは農業サイドだけで解決できる問題ではないということ、この後国交省さんの方にもお聞きしたいと思うんですけれども、そもそもこの二十七号計画、これのもとなつてくる農村活性化構想がいつスタートしたかというところ、一九八九年ですね。このときちょうど、農林水産事務次官通達でこの農村活性化構想というのが示されたわけですが、当時はどういう状況かというところ、要するにバブルですよ。バブルの絶頂期です。このときにつくられたのがこの農村活性化構想です。

ですから、そのときの事務次官通達を紹介いたしますと、その趣旨には、近年における経済的、社会的情勢は急速に変化しつつあり、都市機能の地方への分散、余暇時間の増大等を背景として、宅

地、レジャー施設用地等の多様な非農業的土地需要が生じているため、この経済的、社会的情勢の推移及び地域の実情に応じた農村地域活性化等のための土地利用調整の一層の円滑化を図る措置を講ずると言われるように、近年における経済的、社会的情勢が急速に変化しつつあるというのは、バブルの絶頂の、どんどん行こう、開発推進だということに合わせてつくられたのが土地利用構想なんです。それをいまだに引きずっているということではないのかというのが問われているんじゃないでしょうか。

ですから、都市計画法の改正も行われるわけですから、それに合わせてこの二十七号計画が大型商業施設の受け皿となつていくという現状について、これは改める必要があるんじゃないのか。今後どう対応するのか。その点を農水省に伺いたいと思います。

○宮本政府参考人 このたび、都市計画法の改正も一方で御審議をいただいておりますので、ございますけれども、せんだつて先生にも御回答申し上げましたように、今回の都市計画法の改正に合わせまして、私も、農振農用地制度につきましても厳格かつ適正な運用の徹底を図るということ、都道府県、市町村等を指導してまいりたいというふうにお考えおるところでございます。

この中で、いわゆる二十七号計画につきましても、その施設の予定地に代替すべき土地がないかどうか、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないか、こういった要件を満たしている場合のみ農用地区域からの除外が可能となるものがございます。これらの要件の適否についても厳格に判断するよう周知していききたいというふうにお考えおられます。

また、当然のことながら、都市計画法改正と合わせまして、私も、国土交通省関係部局とも連携しながら対応していききたいというふうにお考えおるところでございます。

○塩川委員 ほかに代替すべき土地がないか精査をしてもらうんだ、その趣旨を徹底するという話

ですけれども、要するに、市街地に隣接しているような場合とかというのは、まあ、何らか判断する場合もあるだろう。それでも実態に応じて個々に対応すべき問題でだけれども、少なくとも会津盆地のど真ん中の平らなところに、田んぼばかりの真ん中に、農協がつくるような産直センターというのならわかりますよ、そうでない大型のショッピングセンターがどんとできるといふのは、これはどう考えてもおかしい。そういうのはやらない、認められないという方向での対応を具体的に、例えばガイドラインなどで示すというお考えはありませんか。

○宮本政府参考人 いずれにしましても、今先生がおっしゃいましたことも、まさにいわゆる代替すべき土地の有無、あるいは農業上の支障の適否、この判断に係ることだろうと思っております。

そういう面では、今、これらの要件の徹底をしっかりと関係者にも指導していきたいというふうに考えておるところでございます。

○塩川委員 ガイドラインをつくるということですが、いつぐらいの予定でおられるんでしょうか。

○宮本政府参考人 現在、関係の法案が審議中でございますので、これらの審議過程におきます皆様方の御意見等も踏まえまして、できるだけ早い機会に施行させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○塩川委員 続けて、国土交通省に伺います。

今言ったように、農水省としての取り組みではあくまでも農業振興、農村活性化というサイドだけの問題になるわけで、当然、でも、そこで縦割りじやいかぬというのが今回の趣旨でもありましたから、そういう点でも連携を図っていくということになってくるわけですが、農地については、これまで農振法によって土地利用規制を行って、例えば、都市計画区域外の農地については準都市計画区域の指定がなされない、その結果、農地転用された場合にはこの省の土地利用

規制も及ばないという、いわゆるぼてんヒットという状況に陥るということが問題とされてきたわけですね。

そのため、今回の都市計画法の改正で、こういった都市計画区域以外の農地に都市計画規制が及ばないという現行制度の改善を図ったということでありましても、どういう改善を図ったのかということについてお答えください。

○加藤利政府参考人 お尋ねの件でございますが、先生御指摘のとおり、現行の都市計画制度においては、いわゆる白地地域ですとか都市計画区域外については建築物の用途に関する規制がないため、このような地域の農地が農地転用された場合には、都市的土地利用規制も農業的土地利用規制も適用されない、御指摘にありましたぼてんヒットの状態になるということでございます。それが結果として大規模集客施設の無秩序な立地につながっている事例が散見されるということでございます。

国土交通省といたしましては、このような課題に対応するために、今回の都計法等の改正では、都市計画区域及び準都市計画区域の白地地域について大規模集客施設の立地規制を行う。それとともに、これまで相当数の建築物の建築等が行われた蓋然性の高いエリアをスポット的に指定してきまして準都市計画区域制度、これらにつきましては、農地を含めて土地利用の整序または環境の保全が必要な区域に広く指定できるようにするということでございます。それとあわせて、指定権者につきましても、これまでの市町村から、広域な観点から指定するという点を踏まえて、都道府県に改めることとしておるところでございます。

これらの措置によりまして、従来、農地転用されれば自由で大規模集客施設が立地することができた区域でも、立地する場合には都市計画の手続を要するということとなります。この都市計画の手続における都道府県知事による同意協議を通じて、より広域的な観点からの調整が行われるというふうに考えております。

○塩川委員 都市計画区域でない農地に対しても準都市計画区域という形で網をかければ都市計画法上のスキームに乗っかっていくという形で、ふさわしく手続あるいは透明性の確保を図ることができるということになってくるんだと思います。

それとあわせて、続けてお聞きしますが、一方で、都道府県から市町村にいろいろな権限が移譲された結果、一つの市町村の枠を超えた大きな影響を与える問題についていろいろな弊害が出てきたということがこの間言われてきているところで、そういう点でも、一市町村の視点だけではなくて、広域的な観点から適正立地を調整する視点が必要だと言われてまいりました。

その上で、一市町村の視点だけでなく、広域的な観点から適正立地を調整する手続を今回整備した、都道府県による広域調整の問題ですけれども、これはどういうものなのか、お聞かせいただけますか。

○加藤利政府参考人 今回の法案改正でどういう点が改正されたかということについては、今から申し述べますけれども、まず第一点が、先生も御指摘ありましたように、市町村が都市計画決定をする場合の都道府県知事の同意は、一の市町村を越える広域の見地からの調整を図る観点または都道府県が定め、もしくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から行うものとされております。

それで、その際に、今回法案改正をお願いいたしましたので、都道府県が行います同意協議の際に、関係の市町村から資料の提出なり意見の開陳を求めることができるというふうにして措置をさせていただいておりまして、そうしたことを通じてより実質的に広域的な判断が都道府県においてなされるような、そういう仕組みを導入したところでございます。

では、市町村、関係市町村の意見を聞くけれども、都道府県知事が判断するときに具体的にどういう判断基準でということになるかと思えますが、それは、具体的には、都市計画区域のマス

タープランの内容ですとか、都市圏におきます都市構造ですとか、広域的なインフラに与える影響等を考慮して同意の判断が適正に行われるということになるものと考えております。

○塩川委員 いわば、都道府県がやる気になって、マスタープランやあるいは広域的なインフラに影響を与えるという観点から、県全体についてどういうアプローチをするのか、ここをしっかりと持っていただければ、今言った準都市計画区域などを使って、農地も含めて適切な立地を図ることも可能だし、また、今回のように、一市町村に出店するような場合についても関係市町村の意見を聞く、その意見を聞く際の判断基準をしっかりと持てれば、都道府県としてはそれなりの対応ができるということだと思ふんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○加藤利政府参考人 都道府県が行う協議同意の際に、都道府県が、当該都道府県の広域的な観点からいろいろ総合的な判断を加えて協議同意の意見を言うべきものというふうに考えております。

ただ、そのためには、都道府県なり市町村において、今回の改正の趣旨あるいは目的を十分理解していただいた上でそれぞれの地域にふさわしいまちづくりのあり方について十分な議論がなされて、それを受けて適切な運用が図られるべきではないか、そういうことが極めて重要であるというふうに考えております。

○塩川委員 この間の規制緩和路線の中で、現場の市町村は逆方向にかなり走っているような状況にありますから、そういう点でも趣旨の徹底というのがきつと図られないと、一番の現場の市町村の皆さんが大変混乱をされる、苦勞されるような状況にありますから、そういう点についてふさわしい対応をお願いしたいと思っております。

同時に、今回のそういった規制が図られる中でも、地区計画の提案制度、開発整備促進区の活用などのいわゆる抜け穴などもあるものですから、そういう問題についてもきちんとした対応という

のが求められていると思います。

その上で、郊外での規制の問題と、一方で中心部においての、いわゆるアクセルをかけるという話、大型店を誘導する方向というのが今回も出されているわけです。準工業地域でも大都市部においては大型店の立地が可能になっているわけですから。

そこで、二階大臣に伺いますが、いわゆる中心部に大型店を誘致すれば、それをもってにぎわいを取り戻すということに本當につながるのか、そういう中身に本當になっているのかということをお大臣はどのようにお考えでしょうか。

○二階国務大臣 中心市街地のにぎわいを回復させるためには、商業施設のみならず、住宅あるいは公共施設、事業所等のさまざまな都市機能を中心市街地に集積することが重要であると考えております。中心市街地が過疎化するという現状が、非常にがらになつていく地域は、今申し上げたような都市機能がだんだんだんだん地方へ分散してしまつておるといふふうなことから逆にそういうことが言えると思うわけがあります。

また、集客力のある大型店が無秩序に立地するのではなくて、都市計画制度のもとで適正な立地が図られることがまちづくりにおいては重要なことと考えております。都市計画法等による措置を講ずること、これが大事だと思っております。

また、各地域が大型店の誘導を必要と判断する場合、大型店の中心市街地への迅速な立地を可能とする法制度を整備するとともに、予算措置も講ずることとしておるわけでありまして。

○塩川委員 大型店が来ることによって、では、中心商店街もにぎわいを取り戻せるのか。もちろんいろいろな法制度上の支援策というのは考えます。同時に、大型商業施設を中心部に持つてくるということは今行方不明なところによって、それをもって、では、商店街ににぎわいを取り戻せるというのが本當に言えるのか、その点は確約できる話なんではないか。

○二階国務大臣 いずれの場合もケース・バイ・ケースであろうと思いますが、私は、そうした試みも積極的にやってみるべきだといふふうに思っております。

○塩川委員 例えば、これは商店街振興組合連合会に委託をした商店街実態調査、平成十六年三月に行われましたけれども、そこでも、内容を見ますと、大型店の出店があると回答した商店街、大型店の出店があったと回答している商店街に聞いたアンケートでは、商店街にやってくるお客さんの数の変化について、かなり減少した、あるいは、やや減少したという、マイナスに影響しているというのは七四・六％です。また、逆に、かなり増加、やや増加というプラスの影響というのは七・四％なんです。やはり、大型店が来るということが商店街に非常にマイナスの影響を与えているというのが実態なんじゃないか。中心部に誘導すれば、それをもってよくなったと本當に言えるのだろうかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○二階国務大臣 現状のこの商店街がだんだんと疲弊をしていっているというように、これに対して何らかの手を打つべきだということでは、私どもとしては、考えていることではあります。私どもとしては、今回この法律によつて新たなチャレンジをしていきたい。そしてまた、その結果、その動向を見ながら適切に判断していきたいと思っております。

○塩川委員 ですから、これは商店街の困難さと同時に、その中心部にお住まいの方々、消費者の立場から見ても、では大型店の出店はみんなオーケーかという、必ずしもそうではないというのが実態だと思ふんです。

そういう点でも、内閣府の小売店舗等に関する世論調査、これが去年の七月に発表されておりますが、その中に、新たな大型店の出店は必要か、大型店の出店を歓迎するかというのに対して、不要だというのが五一％、いやいや必要だというのが四〇％で、不要だというのが過半数になっているんです。消費者は大型店だったら歓迎をする

んだとよく大手の商業資本の皆さんが言うようなステレオタイプの方というのとは実態とも違つてきているというのが、消費者、住民の意識なんじゃないかなと思つていふんです。

さらには、新たな大型店の出店に規制策が必要かという問いがあるわけですが、必要だ、必要ないというのは一八・一％、必要だというのは六〇・四％です。その六〇・四％の中身を見ると、大都市部ほど必要だという回答がふえているんです。町村は五五・七、小都市が五九・八、中都市が六〇・六、それから二十三区とか政令市などの大都市部では六三・八％が大型店の出店規制が必要だと考えている。平均以上に、大都市部ほど求めている。そこにやはり、今の住民、消費者の大きな声があるんじゃないかなと思つています。

子供など青少年への影響もありますし、商店街への影響も大きいということについて、これはやはりしっかりとした大都市部での規制策も考える必要があるんじゃないのかということについて、一言お答えいただければと思います。

○片山大臣政務官 先般からのまちづくり三法の議論におきましても、委員から現場の実態等も調べになった御指摘がさまざまございまして、今回、まちづくり三法をああいった形で出出したわけでございます。

やはりWTO等いろいろな歴史がございまして、ある程度ゾーニング規制という方向しかないということがあつたわけで、欧州なんかでもそういう形をしながら、今回はああいった組み合わせでまちづくり三法を出させていたでいていられるわけでございます。これはもちろん、中に盛り込まれているいろいろな施策においてさまざまな配慮が、大都市においておるそかになつていっていることでは必ずしもございません。また、そういった視点は必要ではないというように私どもの方で思つていふということもございません。

実態として委員がお配りになつていらつしやる、既に出たものもあるし、構想時点で問題が指摘

摘されているものもありますが、たまたま私はそのうちの二つを、現場も見せております。一つは私の選挙区、もう一つは、先般県知事選の応援に行つたところで、その商工会連合会長さんがうちの選対本部だつたもので、まさにその商工会連合会長さんが佐世保におけるショッピングセンターの案件を全部おやりになつて、しかもいろいろ調整もされた上で、多くの商店街はこちらに入つて営業しているんですよ。ですから、結局、そちらの方のお客の方がこちらに行つて買つているので、確かにちよつと遠くなったということはある。ただ、昔からの品物を買いたければ、みんなが大型店の一律の商品を買っているのではなくて、昔からのお店がこつちへ移動して、この六万平米の中にある店舗が相当数あるんですよ。

ですから、結局は、地理的な問題ですとか、生活の利便性の問題ですとか、これからの中高年を踏まえたまちづくりとか、そういった問題になると思ふので、御指摘の点も踏まえながら、国土交通省とともに真摯に対応してまいりたいと思つております。

○塩川委員 終わります。ありがとうございました。

○石田委員長 次に、内閣提出、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。二階経済産業大臣。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○二階国務大臣 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業組合は、中小企業者が相互扶助の精神

のもと、連携して事業を行うための組織体として、中小企業者の事業活動を強力に後押ししてきまし。今後とも、中小企業者にとって使い勝手のよい組織体として、我が国経済社会において積極的な役割を果たしていくことが期待されているところであります。

他方で、制度の創設以来約半世紀が経過する中で、当初の想定を超えて、極めて大規模に事業を展開する組合や、共済事業に代表されるリスクの高い事業を行う組合が出現しており、運営規律が十分に働かなくなつた中小企業組合の破綻事例が散見される状況となっております。このため、組合運営全般について規律の強化を図るとともに、中小企業組合が行う共済事業の健全な運営を確保するための措置を講ずることにより、中小企業組合制度の信頼性の向上を図ることが喫緊の課題となっております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業組合について、組合員による運営の自治を確保しつつ、運営の規律を強化するため、役員の任期の見直しを図るとともに、監事に業務監査権限を付与することを原則とします。また、一定規模以上の中小企業組合の資産運用方法に制限を設ける等の措置を講ずることとしております。

第二に、中小企業組合が行う共済事業の健全性を確保するため、共済事業と他の事業との区分経理の義務づけ、資産運用方法の制限、業務・財務に関する情報開示の義務づけ等の措置を講ずることとしております。さらに、一定規模以上の共済事業を行う中小企業組合については、共済事業以外の事業との兼業を原則として禁止するほか、健全性に関する基準の設定等の措置を導入することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

次回は、来る十二日金曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第六十一条 第一項中「左の二」を「次の二」に改め、同項第一号中「協同組合の下に」(第九條の二第七項に規定する特定共済組合に該当するもの)にあつては、共済協同組合を加え、同項第一号の二中「協同小組合」の下に「(第九條の二第七項に規定する特定共済組合に該当するもの)にあつては、共済協同小組合」を加え、同項第三号中「二」を「いづれかを」に改め、「冠する連合会」の下に「(第九條の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するもの)にあつては、その種類に従ひ、共済協同組合又は共済協同小組合のうちいずれかを冠する連合会」を加える。

第八條第一項、第三項及び第四項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第九條の二第一項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第十一項を第十五項とし、第六項から第十項までを四項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の四項を加える。

6 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法

律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。その他これに準ずる者として主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行(保険募集(同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。及びこれに関連する事務として主務省令で定めるものに限る。を行うことができる。

7 第一項第三号の規定により共済事業(組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合(以下「特定共済組合」という。)は、同項の規定にかかわらず、共済事業及びこれに附帯する事業並びに前項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができな。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

8 行政庁は、前項ただし書の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事業が当該特定共済組合の業務の健全かつ適正な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを承認してはならない。

9 共済事業及び第六項に規定する事業における事業協同組合についての第三項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とし、事業協同小組合についての同項の規定の適用については、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員及び組合員と生計を

一にする親族」とする。

第九條の二の二第一項中「前条第八項」を「前条第十二項」に改める。

第九條の六の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「共済規程」を付し、同条第一項を次のように改める。

事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業を行うおとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第九條の六の二第二項中「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金」を「共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業協同組合が自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五條(責任共済等の契約の締結強制)に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)、責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済(以下「責任再共済」という。)、又は責任再共済の契約によつて負う再共済責任の再再共済(以下「責任共済等」という。)の事業を行うおとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して主務省令で定める事項」とあるのは、「責任共済等の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金に關して主務省令で定める事項」とする。

第九條の六の二の次に次の一条を加える。

(共済の目的の譲渡等)

第九條の六の三 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡

により第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書に規定する組合員(以下この条において「組合員等」という。)の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、同条第一項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡、合併又は分割により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く。)において、その際締結されていた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九条の二第一項第三号、第三項及び第九項の規定を適用する。

第九条の七に見出しとして「(商品券の発行)」を付する。

第九条の七の二第二項を次のように改める。
2 前項各号に掲げるもののほか、火災共済協同組合は、保険会社その他これに準ずる者として第九条の二第六項の主務省令で定めるものの業務の代理又は事務の代行(保険募集及びこれに関連する事務として同項の主務省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

第九条の七の二に次の一項を加える。

3 火災共済協同組合については、第九条の二第三項及び第九条の六の三の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員」とあるのは「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて第八条第三項に規定する小規模の事業者であるもの」と、同条第一項中「第九条の二第九項において読み替えて適用する同条第三項ただし書」とある

のは「第九条の七の二第三項において読み替えて準用する第九条の二第三項ただし書」と、同項中「同条第一項第三号、第三項及び第九項」とあり、及び同条第三項中「第九条の二第一項第三号、第三項及び第九項」とあるのは「第九条の七の二」と読み替えるものとする。

第九条の七の三及び第九条の七の四を次のように改める。

第九条の七の三及び第九条の七の四 削除

第九条の七の五第一項中「及び第二款を」の規定は共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は火災共済協同組合(以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。)が締結する一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約について、同節第二款に、「規定は、」を「規定は」に改め、「について」の下に、「同節第三款(運送保険)の規定は共済事業を行う協同組合(火災共済協同組合を除く。)が締結する一定の偶然的事故によつて生ずることのある運送品の損害をてん補することを約し共済掛金を收受する共済契約について、同章第二節(第六百八十三条第一項に掲げる準用規定のうち第六百六十四条に係る規定を除く。)(生命保険)の規定は共済事業を行う協同組合(火災共済協同組合を除く。)が締結する人の生存又は死亡当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。に、」に一定の金額を支払うことを約し共済掛金を收受する共済契約について、それぞれ「を」を加え、同条第二項中「平成七年法律第五号」を削り、「第二百七十五条第一項第二号」の下に「及び第二項を加え、」火災共済協同組合を「共済事業を行う協同組合」に、「火災共済契約の募集について」を「共済契約の募集について」に、「組合員並びにその役員及び使用人が」を「共済代理店(組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。並びにその役員及び使用人が」に、「説明」の規定は火災共済契約を「説明」の規定は共済契約に、「組合員並びにその役員及び使用人に」を「共済代理店並びにその役員及び使用人に」に、「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、「(第八号を除く。)」を削り、「その組合員」を「その共済代理店」に、「同法第三百一十一条を、」同法第三百九条、保険契約の申込みの撤回等の規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百一十一条に改め、「この場合において」の下に、「同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四条第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とを加え、「組合員」を「中小企業等協同組合法第六百六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」に、「同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五十五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」を「損害保険代理店である」とあるのは「共済代理店である」と、同条第二項中「次条又は第二百八十六条の登録を受けて」とあるのは「中小企業等協同組合法第六百六条の三第一号の届出を行つて」と、同法第三百条第一項第八号中「特定関係者(第百条の三(第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。))に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社(以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社、保険会社等及び外国保険会社等を除く。並びに保険業を行う者

以外の者をいう。とあるのは「子会社等(中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。)」と、同条第二項中「第四百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項に規定する共済規程若しくは同法第二十七条の二第三項に規定する火災共済規程」と、同法第三百五十五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」に、「募集」を「共済契約の募集」に改める。

第九条の九第一項第四号中「共同施設を」共済事業に改め、同項第五号から第七号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第二項中「第五項の」を「第六項に規定する」に改め、同条第三項中「及び第三号の事業の下に」並びに会員たる火災共済協同組合と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担を加え、「これに」を「これらに」に改め、同条第七項中「第九条の七の四第一項前段」を「第九条の六の三第一項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「から第十一項まで及び」を「から第十五項まで、第七項及び第九項(事業協同小組合に係る部分に限る。を除く。)」に改め、「第九条の七まで」の下に「及び第九条の七の五」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条の二第九項中「組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは、「会員並びに所屬員たる小規模の事業者及び所屬員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」と読み替えるものとする。

第九条の九中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会であつてその会員たる組合の

組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所屬員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの(以下「特定共済組合連合会」という。)は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、主務省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条第一項中「火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)について、組合員に経費を賦課することができない。

第十九条第二項第一号中「施設」を「事業」に改める。

第二十五条の見出し中「火災共済協同組合等」を「共済事業を行う組合」に改め、同条第一項中「火災共済協同組合」を「特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)」に改め、同条第二項中「再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)」に、「二百万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「五百万円」を「五千万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再共済若しくは再再共済の事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の出資の総額は、三千万円以上でなければならない。

第二十六条中「一の都道府県」を「一又は二以上の都道府県」に改める。

第二十六条の二を次のように改める。
第二十六条の二 都道府県の区域を地区とする

火災共済協同組合の地区は、他の都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

2 第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、火災共済協同組合をもつて組織し全国を通じて一個とする。

第二十七条第八項中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「第三十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を會計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限限定組合」という。)」に改める。

第二十七条の二第一項中「書面」の下に「主務省令で定めるところにより、」を加え、同条第二項中「書面」の下に「その他主務省令で定める書面」を加え、同条第三項中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書、責任準備金算出方法書及び」を「火災共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關して主務省令で定める事項を記載した書面(以下「火災共済規程」という。)」に改め、

「書面」の下に「その他主務省令で定める書面」を加え、同条第四項及び第五項中「一」を「い」に改め、同条第六項中「二」を「い」に改め、同項第一号中「事業方法書」を「火災共済規程」に改め、同項第二号中「見込」を見込み」に改め、同項第三号中「事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程及び事業計画」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 常務に従事する役員が共済事業に關して十分な経験及び識見を有する者でないことを認められるとき。

第三十二条中「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外

の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第三十三条第一項中「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては」を「共済事業を行う組合にあつては当該共済事業(これに附帯する事業を含む。)」に改め、同条第二項中「火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に改め、「又は再共済金額」及び「又は再共済料」を削る。

第三十四条の二第一項中「規約及び共済規程」を「及び規約(共済事業を行う組合にあつては、定款、規約及び共済規程又は火災共済規程)」に改める。

第三十五条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「はかり」を「諮り」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 組合員(協同組合連合会にあつては、會員たる組合の組合員)の総数が政令で定める基準を超える組合(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。以下同じ。)の取締役、會計参与(會計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつ

たものでなければならない。
第三十五条の三の次に次の一条を加える。
(役員の資格等)
第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができる。

一 法人
二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八條から第二百六十條まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八條から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四條の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。
第三十六条第一項中「役員」を「理事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第三十六条に次の一項を加える。
5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の

範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第三十六条の三の見出しを「(役員の職務及び権限等)」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えない組合(第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合を除く。)は、第二項の規定にか

かわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三條、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を、監事については同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 前三項(第三項において準用する会社法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に係る部分を除く。)の規定は、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、適用しない。

第三十六条の四を次のように改める。

第三十六条の四 削除
第三十六条の六第四項中「信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」を「監査権限限定組合以外の組合」に改め、同条第六項中「(招集権者)」の下に「(第三百六十七條(株主による招集の請求))を加え、(信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合)にあつては、監査役に係る部分を除く。」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十六条の七第一項中「出席した理事」の下に「及び監事」を加える。

第三十八条を次のように改める。

(理事の自己契約等)

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十八条の二第七項中「信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」を「監査権限限定組合以外の組合」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条(第四項を除く。)及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「理事会の決議」と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十八条の三第二項第一号イ中「第四十条第一項に規定する決算関係書類」を「第四十条第一項及び第二項の規定により作成すべきもの」に改める。

第三十九条中「を除き、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」にあつては、監査役に係る部分」を削る。

第四十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等」を付し、同条第一項を次のように改める

る。

組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第四十条第五項を同条第十三項とし、同条第四項中「この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んでは」を「ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない」に改め、同項第一号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「の閲覧又は謄写」を「又は当該書面の写しの閲覧」に改め、同項第二号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「又は謄写」を削り、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求(第四十条第四項に次の一号を加える。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第四十条第四項を同条第十二項とし、同条第三項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日(二週間前)の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日(二週間前)の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするため

の措置として主務省令で定めるものをとつて
いるときは、この限りでない。

第四十条第二項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告又は次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む）を提供しなければならない。

第四十条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

第四十条の次に次の二条を加える。

第四十条の二 共済事業を行う組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるものは、前条第二項の規定により作成した決算関係書類について、監事の監査のほか、主務省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「主務省令」

と、同条第一項中「その子会社」とあるのは「その子会社等（中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等という。）と、「作成することができ」とあるのは「作成しなければならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会計監査人については、第三十五条の三並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七條、第三百三十八條第一項及び第二項、第三百三十九條、第三百四十條第一項から第三項まで、第三百四十四條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百九十六條第一項から第五項まで、第三百九十七條第一項及び第二項、第三百九十八條第一項及び第二項並びに第三百九十九條第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五條第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百九十六條第一項及び第二項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会計監査人の責任については、第三十八条の二から第三十八條の四までの規定を準用する。この場合において、第三十八條の二第五項第三号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、第三十八條の三第二項第二号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十八條の四中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と、「他の役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十九条の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。第四十条の三 会計監査人が欠けた場合又は定

款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七條及び第三百四十條第一項から第三項までの規定を準用する。

第四十一条の見出し中「及び閲覧を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「十分の二」を「百分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十一条に次の一項を加える。

5 共済事業を行う組合並びに信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会についての第三項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「十分の二」とする。

第四十二条第二項中「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは火災共済規程」に改める。

第五十一条第一項第二号中「共済規程」の下に「又は火災共済規程」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

第五十三条の三を第五十三條の四とし、第五十三條の二を第五十三條の三とし、第五十三條の次に次の一条を加える。

（理事及び監事の説明義務）

第五十三條の二 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十四條中「信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十五条第四項中「第三十五条第七項及び第八項」を「第三十五条第八項及び第九項」に改める。

第五十五条の二の見出し中「信用協同組合等の」を削り、同条第一項中「信用協同組合又は」を「共済事業を行う組合又は信用協同組合若しくは」に改め、「前条第七項の下に」「第五十七條の二の二第一項」を加え、「第六十三條第一項」を「第六十三條」に改める。

第五十七條中「信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限限定組合」に改める。

第五十七條の二の見出しを「火災共済協同組合等の火災共済規程の変更」に改め、同条中「事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書」を「火災共済規程」に改める。

第五十七條の二の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「責任共済等の事業を行う組合が責任共済等の事業を」を「共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会（第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）が共済事業」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「責任共済等の

共済契約」を「責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第三項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第四項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び当該事業に係る財産の移転は、当該事業を行う他の組合に對して行うことができる。

第五十七条の五中「責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合及び共済事業を行う組合以外の組合（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合の組合員）の総数が第三十五条第六項の政令で定める基準を超えるもの」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（会計の原則）

第五十七条の六 組合の会計は、一般に公正妥當と認められる会計の慣行に従ふものとする。

第五十八条第一項中「十分の一」の下に「（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）」を加え、同条第五項中「火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に改め、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、「支払準備金」の下に「並びに前項の契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻し」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対し、共済掛金及び共済掛金とし

て收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを共済規程又は火災共済規程で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合には、公正かつ衡平な分配をするための基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

第五十八条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第五十八条の二の次に次の六條を加える。

（共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の禁止）

第五十八条の三 共済事業を行う組合は、共済事業に係る会計からそれ以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済事業に係る会計に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。

（健全性の基準）

第五十八条の四 行政庁は、特定共済組合、火災共済協同組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、利益準備金の額その他の主務省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の

予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

（重要事項の説明等）

第五十八条の五 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、主務省令で定めるところにより、当該共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（共済計理人の選任等）

第五十八条の六 共済事業を行う組合（主務省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として主務省令で定めるものに關与させなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に關して必要な知識及び経験を有する者として主務省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第五十八条の七 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 主務省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他主務省令で定める事項

2 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五十八条の八 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第二章第五節第六十一条の次に次の一條を加える。

（業務及び財産の状況に關する説明書類の縦覧等）

第六十一条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に關する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合のうち第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要するものが子会社その他当該組合と主務省令で定める特殊の關係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に關する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第六十二条第一項第五号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第三項中「第六十六条の三において準用する保険業法第三百三十三條の規定により」を「第六十六条の二第四項又は第五項の規定により第二十七條の二第一項の」に改める。

第六十三条前段中「組合は」の下に、「総会の議決を経て」を加える。

第六十四条第五項中「及び第五項本文」を「第五項本文及び第六項」に改める。

第六十七条中「信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限定組合」に改める。

第六十八条第二項中「第六十六条の三において準用する保険業法第三百三十三條の規定による」を「第六十六条の二第四項又は第五項の規定による」に改める。

第六十八條の二第一項中「火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を「共済事業を行う組合」に、「第六十六条の三において準用する保険業法第三百三十三條の規定による認可の取消し」を「第六十六条の二第四項又は第五項の規定による第二十七條の二第一項の認可の取消し」に改め、同条第二項及び第三項中「火災共済契約」を「共済契約」に、「払いもどさなければ」を「払い戻さなければ」に改める。

第六十九條第一項中「第四百八十五條」の下に、「第四百八十九條第四項及び第五項」を、「第三十五條の三」の下に、「第三十五條の四」を加

え、「第四十條第一項から第三項まで」を「第三十六條の七第四項を除く。」、第四十條（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）に、「並びに第四十八條」を、「第四十八條並びに第五十三條の二並びに会社法第三百五十七條第一項、同法第三百六十條第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一條、第三百八十一條第二項、第三百八十二條、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで並びに第五百八條」に、「会社法第七編第二章第二節」を「同法第七編第二章第二節」に、「信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の組合」を「監査権限定組合」に改め、「第三百五十三條」の下に、「第三百六十條第一項」を加え、「第四十條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」を「第四十條第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項、第五項から第十項まで並びに第十二項第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）とあるのは「清算人会」に、「同法第四百九十二條第一項」を「同法第三百八十四條、第四百九十二條第一項」に改める。

と、同条第三項中「に改める。」
第八十二條の十第四項中「第五十三條の二並びに第五十三條の三」を「第五十三條の三並びに第五十三條の四」に改める。

第八十二條の十三第一項第三号中「第六十六條第四項」を「第六十六條第二項」に改める。

第八十二條の十八第一項中「第四十條第一項から第三項まで」を「第四十條第二項から第十項まで（第六項を除く。）」に、「第三十八條中」を「第三十八條第一項中「理事会において」とあるのは「監事」と、同条第三項中「に改める。」

第九十六條第五項中「第六十六條第四項」を「第六十六條第二項」に改める。

第四百四條第一項及び第四百五條第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を、「共済規程若しくは火災共済規程」に改める。

第四百五條の二に次の二項を加える。
2 第四十條の二第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

第四百五條の三に次の四項を加える。
2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関し必要な報告を徴することができ。

3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済事業を行う組合に対し、その

の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

5 組合の子法人等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第四百五條の四第一項中「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程」を、「規約、共済規程若しくは火災共済規程」に改め、「その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又は」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第四百五條の四に次の四項を加える。

4 行政庁は、前二項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物

件を検査させることができる。

5 組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

6 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六百六条の見出しを「法令等の違反に対する処分」に改め、同条第一項中「第五百五条の四第一項」を「第五百五条の第三第二項」に、「若しくは第五百五条の四」を「若しくは前条第一項」に改め、「法令」の下に「若しくは法令に基づいてする行政庁の処分」を加え、「若しくは共済規程を」を「共済規程若しくは火災共済規程」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第六百六条の二及び第六百六条の三を次のように改める。

(共済事業に係る監督上の処分)

第六百六条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必

要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、特定共済組合、火災共済協同組合、第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならない。

4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないとき認めるときは、当該組合の第九條の六の二第二項(第九條の九第五項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七條の二第一項の認可を取り消すことができる。

5 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しく

は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、若しくは第九條の六の二第二項(第九條の九第五項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七條の二第一項の認可を取り消すことができる。

(行政庁への届出)

第六百六条の三 共済事業を行う組合(第一号に掲げる場合においては、組合又は届出に係る共済代理店は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 子会社等を新たに有することとなつたとき。

四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。

五 第六十一條の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。

六 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

第六百六条の二第一項中「第六十五條第二項」を「第六十五條第一項」に、「左の」を「次の」に改める。

第六百六条の二 第九條の七の五第二項の下に「(第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)」を加え、「火災共済契約を」を「共済契約」に改め、同条第二号中「第九條の七の五第二項」の下に「(第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第六百六条の三とし、第六百十二

条の次に次の一条を加える。

第六百十二條の二 第六十一條の二第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第六十一條の二第四項の規定により同条第一項又は第二項に規定する書類をこれらの規定により備え置き公衆の縦覧に供したものとみなされる場合において、同条第四項に定める電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、又は虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者も前項と同様とする。

第六百十四條中「第五百五条の四第一項」を「第五百五条の第三第二項」に改め、「報告をし」の下に「若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし」を加え、「第五百五条の四」を「第五百五条の四第一項若しくは第三項」に改め、「妨げ、若しくは」の下に「忌避し、若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは」を加える。

第六百十四條の四各号を次のように改める。

一 第六百十二條の二第一項若しくは第二項又は前条 各本条の罰金刑

二 第六百十四條 同条の罰金刑(信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、二億円以下の罰金刑)

第六百十四條の六中「責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を

「共済事業を行う組合」に改め、「役員」の下に「会計監査人」を加え、同条第八号及び第九号を削り、同条第七号を同条第十四号とし、同条第六号中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項又は第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第五十八条の六第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の主務省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

十三 第五十八条の八又は第六百六条の二第一項、第二項若しくは第五項の規定による命令（改善計画の提出を求めるを含む。）に違反したとき。

第六百十四条の六第五号中「第五十八条第五項又は第六項」を「第五十八条第五項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条第九号とし、同条第二号中「違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更した」を「違反した」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の五号を加える。

三 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百四十四條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

四 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

五 第四十条の二第三項において準用する会社法第三百九十八條第二項の規定により意見

見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

六 第四十条の二第三項又は第四十条の三第二項において準用する会社法第三百四十條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

七 第四十条の三第一項の規定に違反したとき。

第九条の二第七項又は第九条の九第四項の規定に違反して、承認を受けなくてこれらの規定に規定する事業を行つたとき。

第十五 第五十五条の二第二項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

「第九条の九第七項」に改め、同条第七号中「第五十七條の二の二第四項」を「第五十七條の二の二第五項」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第十号中「第五十三條の三第一項」を「第五十三條の四第一項」に改め、同条第二十七号中「第五十五條の三」を「第五十五條の三第一項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十六号中「第五十五條の二」を「第五十五條の二第一項」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 第六十九條第一項において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定又は第八十二條の十八第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

二十 第三十八條第三項（第六十九條第一項、第八十二條の八又は第八十二條の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

第十六 第六百六条の三の規定に違反したとき。

(輸出入取引法の一部改正)

第二条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「時」との下に、「同法第五十六條第二項第二号中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」とを加える。

第十九条第一項中「及び第九項から第十一項まで」を削り、「第三十五條の二」の下に「第三十六條の三まで、第三十六條の五を」、「第三十八條」の下に「から第四十條まで、第四十一條を」、「(総代会)」の下に「第五十七條の五(余裕金運用の制限)、第五十七條の六(会計の原則)」を加え、「並びに第四百四條、第四百五條、第四百五條の四第一項」を並びに第四百四條、第四百五條、第四百五條の三第二項、第四百五條の四第一項、第六項及び第七項に改め、「この場合において」の下に、「同法第十條の二第三項第二号、第十一條第三項、第二十七條第七項、第三十四條の二第二項第二号及び第三項、第三十六條の三第二項、第三項及び第五項、第三十六條の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八條の二第五項及び第八項、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一條第一項及び第三項第二号、第四十七條第四項、第五十一條第四項、第五十三條の二、第五十三條の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七條の五、第六十三條の二第六号、第六十三條の三第五号並びに第六十九條第一項中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」とを加える。

第十九条第一項中「及び第九項から第十一項まで」を削り、「第三十五條の二」の下に「第三十六條の三まで、第三十六條の五を」、「第三十八條」の下に「から第四十條まで、第四十一條を」、「(総代会)」の下に「第五十七條の五(余裕金運用の制限)、第五十七條の六(会計の原則)」を加え、「並びに第四百四條、第四百五條、第四百五條の四第一項」を並びに第四百四條、第四百五條、第四百五條の三第二項、第四百五條の四第一項、第六項及び第七項に改め、「この場合において」の下に、「同法第十條の二第三項第二号、第十一條第三項、第二十七條第七項、第三十四條の二第二項第二号及び第三項、第三十六條の三第二項、第三項及び第五項、第三十六條の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八條の二第五項及び第八項、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一條第一項及び第三項第二号、第四十七條第四項、第五十一條第四項、第五十三條の二、第五十三條の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七條の五、第六十三條の二第六号、第六十三條の三第五号並びに第六十九條第一項中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」とを加える。

又は廃止」とあるのは「二」規約の設定、変更又は廃止 二の二 輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」に改め、「第六十二條第一項第五号」の下に「及び第九十六條第五項」を加え、「第六十六條第四項」を「第六十六條第二項」に改め、同条第二項中「第九條の二第六項」を「第九條の二第十項」に改め、「よつて定める」との下に、「同法第五十六條第二項第二号、第六十三條の四第一項、第二項第三号及び第四号、第六十三條の五第一項、第二項第三号、第七項及び第九項第三号、第六十三條の六第一項、第二項第三号並びに第六十四條第六項及び第八項第三号中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」とを加える。

第四十五條第三号中「第五百五條の四第一項又はは」を「同法第五百五條の四第一項又はこの法律」に、「同法第五百五條第二項」を「中小企業等協同組合法第五百五條第二項」に改める。

第五十條第四号中「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項、第十一項及び第十三項を除く。」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第七号中「第五十三條の三第一項」を「第五十三條の四第一項」に改め、同条中第十八号を第二十三号とし、第十五号から第十七号までを五号ずつ繰り下げ、第十四号を第十七号とし、同条の次の二号を加える。

十八 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十七條の五の規定に違反したとき。

十九 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを

怠つたとき。

第五十條第十三号中「中小企業等協同組合法」の下に「第三十八條第一項(第十九條第一項において準用する同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）」又は「を」を加え、同条第十五号とし、同条の次に次の一号を加える。

十六 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第三項(第十九條第一項において準用する同法第六十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十條第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を削り、同条第十号中「第三十六條の四第二項」を「第三十六條の三第五項」に、「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に、「第五十三條の三第四項」を「第五十三條の四第四項」に、「主務省令」を「経済産業省令」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条の次に次の二号を加える。

十一 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百四十三條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一條第二項若しくは第三百八十四條の規定、第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定又は第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第三百八十一條第二項、第三百八十四條若しくは第四百九十二條第一項の規定による調査を妨げたとき。

第五十條第八号中「第三十五條第六項」を「第三十五條第七項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十五條第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第五十條に次の一項を加える。

2 会社法第九百七十六條に規定する者が、第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一條第三項又は第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第五十一條第四号中「主務省令」を「経済産業省令」に改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正) 第三條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「第二十三條まで」の下に「第十二條第二項並びに」を加え、「第四十二條」を「第三十六條の三」に、「第三十七條第二項、第三十八條の二第七項、第四十條第五項及び第四十一條第三項を除く。」を「第三十五條の四第二項及び第三十六條の三第六項を除く。」、第三十六條の五から第四十條まで(第三十七條第二項及び第四十條第十三項を除く。)、第四十一條第一項から第三項まで、第四十二條に、「第五十七條」を「第五十五條」に、「第五十三條第四号及び第五号並びに第五十五條の二を除く。」を「並びに第五十三條第四号及び第五号を除く。」、第五十六條から第五十七條まで、第五十七條の五、第五十七條の六に、「第五百五條の二及び」を「第五百五條の二第一項及び第三項並びに」に、「第六百六條第四項」を「第六百六條第二項」に改める。

第二十三條第一項第三号中「第二十七條第一

項の規定若しくは」の下に「この法律」を加える。

第二十六条第三号中「第四十条第一項から第四項まで」を「第四十条第一項から第十二項まで」に、「第四十条第一項から第三項まで」を「第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）に改め、（贈与の下に「若しくは書類の贈本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第六号中「第五十三條の三第一項」を「第五十三條の四第一項」に改め、同条第二十二号中「第一百五條の二」を「第一百五條の二第一項」に改め、同条第二十七号とし、同条第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号を第二十四号とし、第十八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第二十六條中第十七号を第二十一号とし、第十六号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 準用協同組合法第五十七條の五の規定に違反したとき。

第二十六條中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同条第十三号中「第三十八條の二第六項」を「第三十八條第一項若しくは第三十八條の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 準用協同組合法第三十八條第三項の規定又は準用協同組合法第六十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十六條第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を削り、同条第十号中「第三十六條の四第二項」を「第三十六條の三第五項」に、「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に、「第五十三條の三第四項」を「第五十三條の四第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 準用協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百四十三條第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十二 準用協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一條第二項若しくは第三百八十四條の規定、準用協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定又は準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第三百八十一條第二項、第三百八十四條若しくは第四百九十二條第一項の規定による調査を妨げたとき。

第二十六條第八号中「第三十五條第六項」を「第三十五條第七項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 準用協同組合法第三十五條第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第二十六條に次の一項を加える。

2 会社法第九百七十六條に規定する者が、準用協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十一條第三項又は準用協同組合法第三十六條の三第五項において準用する会社法第三百八十九條第五項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
第四条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和

三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五條の十七第一項中「書面を」の下に「主務省令で定めるところにより、」を加える。

第五條の二十二中「協同組合法の下に」を「第五條の三第二項及び」を加える。

第五條の二十三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、協同組合法第二十八條中「前条第一項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七第一項」と読み替えるものとする。

第五條の二十三第三項中「及び第六項、第三十五條の二」を「第六項及び第七項、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十六條の五」に、「第四十一條まで」を「第三十九條まで（役員、理事会等）、第四十條及び第四十一條（決算関係書類等の作成等）に改め、（減少）の下に、第五十七條の五（余裕金運用の制限）、第五十七條の六（会計の原則）を加え、及び第五十一條第二項」を「第五十一條第二項及び第五十七條の五」に、「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に改め、同条第四項中「及び第五項本文」を「第五項本文及び第六項」に改め、「準用する第三十五條第四項本文」の下に「及び第六項」を加え、「第三十八條の四まで」を「第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項を除く。）」に改め、「第三十八條の四まで」の下に「第三十六條の七第四項及び」を加え、同条第六項中「から第五條の三まで、第五條の四第一項、第六百六條第一項及び第四項並びに第六百六條の二」を「第六百六條第一項及び第五條の二第一項及び第三項、第五條の三第一項及び第二項、第六百五條の四第一項、第六項及び第七項並びに第六百六條」に改める。

第十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第三号及び第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第七項中「第九條の二第二項」第六

項から第十一項まで」を「第九條の二十第十項から第十五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 商工組合は、前項第三号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

第十七條の二第一項中「同条第三項ただし書」を「同条第四項ただし書」に改め、同条第二項中「前条第三項ただし書」を「前条第四項ただし書」に改める。

第三十三條中「第七項まで」を「第八項まで」に、「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

第四十二條第一項中「書面を」の下に「主務省令で定めるところにより、」を加える。

第四十七條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、協同組合法第二十八條中「前条第一項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第四十二條第一項」と読み替えるものとする。

第四十七條第二項中「及び第三十四條の二から第五十五條まで（役員、総会、総代会等）」を「第三十四條の二から第三十六條の三まで、第三十六條の五から第四十條まで、第四十一條から第五十五條まで（役員、総会、総代会等）、第五十七條の五（余裕金運用の制限）及び第五十七條の六（会計の原則）」に、「及び第五十一條第二項」を「第五十一條第二項及び第五十七條の五」に、「第四十一條第二項及び第四十五條第一項」を「第四十一條第三項」に、「十分の一」を「百

第百十三條第二号中「第五十三條の三第一項」を「第五十三條の四第一項」に改め、同条第三号

八条第三項、第五条の二十三、第四項又は第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百十三條に次の一項を加える。

2 会社法第九百七十六條に規定する者が、第五條の二十三第三項若しくは第四十七條第二項において準用する協同組合法第三十六條の三第三項において準用する会社法第三百八十

まで」を「同条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）」に改め、「謄写」の下に「若しくは書類

の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付」を加え、同条第六号中「第五十三条の三第一項」を「第五十三条の四第一項」に改め、同条第十九号中「第五十五条の三」を「第五十五条の三第一項」に改め、同条を同条第二十三号とし、同条第十八号中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改め、同条を同条第二十二号とし、同条中第十七号を第二十一号とし、第十四号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第二十三条第十二号中「中小企業等協同組合法」の下に「第三十八条第一項(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)(又は)を加え、同条を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の三第五項」に、「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「第五十三条の三第四項」を「第五十三条の四第四項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第八号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定

による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項(子会社に係るものを除く。)(の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

第二十三条第七号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第七項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

(商店街振興組合法の一部改正)

第六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第四号及び第五号中「施設」を「事業」に改め、同項第八号中「施設」を「施設の設置及び管理」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 商店街振興組合は、前項第四号の規定により共済契約を締結する場合には、組合員その他の共済契約者の保護に欠けることとなるおそれが少ないと認められるものとして経済産業省令で定める共済契約に限り、これを締結することができる。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、

同項第二号中「共同施設」を「共同事業」に改め、同項第六号及び第七号中「施設」を「事業」に改める。

第三十五条第八項中「規定」の下に「第四十六条の三第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限限定組合」という。)(にあつては、」を加える。

第三十六条第一項中「書面を」の下に「経済産業省令で定めるところにより、」を加える。

第四十一条中「規定」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加える。

第四十四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む。)(の議決権・株主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使することができる株式について議決権を有する議決権を有するもの)とみなされる株式についての議決権を含む。)(の過半数を有する会社をいう。以下同じ。)(の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

(役員の資格等)
第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができる。

一 法人
二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

第四十六条第一項中「役員」を「理事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第四十六条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が

第四十六条の三の見出しを「役員の職務及び権限等」に改め、同条中「及び定款」を「定款及び規約」に改め、同条に次の四項を加える。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、経済産業省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第二項、同法第三百六十条第三項の規定により読

み替へて適用する同条第一項及び同法第三百六十一條の規定を、監事については同法第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第一項から第三項まで、第三百八十一條（第一項を除く。）、第三百八十二條、第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項並びに

に第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同

法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとの

とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員（連合会にあつては、会員たる組合員の組合員）の総数が第四十四条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、理事については会社法第三百五十三條、第三百六十條第一項及び第三百六十四

第一類第九号 經濟産業委員会議録第十五号

三七

条の規定を、監事については同法第三百八十九條第二項から第七項までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同條第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替へるものとする。ほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第四十八條第五項中「出席した理事」の下に「及び監事」を加え、同條第七項を次のように改める。

7 会社法第三百六十六条(招集権者)、第三百六十七条(株主による招集の請求)及び第三百六十八条(招集手続)の規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条を次のように改める。

第五十条 理事は、次に掲げる場合には、理事

会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第五十一条の見出しを「役員の組合に対する損害賠償責任」に改め、同条第一項中「理事が」を「役員は、」に、「その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる」を「組合に対し、

これによつて生じた損害を賠償する責任を負う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の任務を怠つてされた」に改

め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「理事の」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の五項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う

額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額と

して経済産業省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 第五十一条の五第一項に規定する組合を

代表する理事 六
二 前号に規定する理事以外の理事 四

三 監事 二

6 前項の場合には、理事は、同項の総会にお

いて次に掲げる事項を開示しなければなら
ない。

- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、
 第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限

る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があつた場合において、組合

が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の経済産業省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条（第四項を除く。）及び第四百二十七条の規定を準用す

る。この場合において、同法第四百二十六条

第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「理

「**事会の決議**」と、**同条第三項中「責任を免除する旨の同意**」**取締役会設置会社**にあつては、**取締役会の決議**」とあるのは「**責任を免除する旨の理事会の決議**」と読み替えるものとする

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十條の二第三項中「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の五第二項」に改め、同条を第五十一條の五とし、第五十一條の次に次の二条を加える。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第五十一條の二 役員がその職務を行うについ

て悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をするについて注

意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第五十三条第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載

又は記録
口 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告
二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
(役員の連帯責任)
第五十一条の三 役員が組合又は第三者に生じ

た損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の責任を追及する訴え)

第五十一条の四 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十三条の見出し中「決算関係書類」を「決算関係書類等」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合は、経済産業省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第五十三条第四項中「この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではを、ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない」に改め、同項第一号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「の閲覧又は謄写」を「又は当該書面の写しの閲覧」に改め、同項第二号中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、「又は謄写」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求第五十三条第四項に次の一号を加える。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十三条第四項を同条第十二項とし、同条第三項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 理事は、前項の規定により提出され、又は

提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

10 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日(二週間前)の日から五年間、主たる事務所に備置しなければならない。

11 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日(二週間前)の日から三年間、従たる事務所に備置しなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所に於ける次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として経済産業省令で定めるところをいつているときは、この限りでない。

第五十三条第二項中「決算関係書類」の下に「及び事業報告書」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書は、経済産業省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

第五十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、経済産業省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)(及び事業報告書を作成しなければならない。)

条第二項中「十分の一」を「百分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第六十二条に次の一項を加える。

4 第一項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の経済産業省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合において、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

第六十四条の三を第六十四条の四とし、第六十四条の二を第六十四条の三とし、第六十四条の次に次の一条を加える。

(理事及び監事の説明義務)

第六十四条の二 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第六十五条中「規定」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加える。

第六十七条第三項中「規定」の下に「監査権限限定組合にあつては、」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(余剰金運用の制限)

第六十七条の二 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第四十四条

第五項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余剰金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会等として預金若しくは貯金の受入れをすることができ、その預金の預金、貯金又は金銭信託

二 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得

(会計の原則)

第六十七条の三 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第七十四条第四項中「第四十四条第四項本文」の下に「及び第五項」を加える。

第七十六条中「訴え」の規定の下に「監査権限限定組合にあつては、これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第七十八条中「第四百八十五条」の下に「第四百八十九条第四項及び第五項」を、「第四十五条の二」の下に「第四十五条の三」を加え、「から第五十四条まで」を、「第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条(第一項及び第十一項を除く。)、第五十四条(会計帳簿等の作成等)」に、「及び第五十九条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び」を、「第五十九条の二並びに第六十四条の二並びに会社法第三百五十七條第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについ

査のために認められたものと解してはならな

条第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

組合連合会は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新協同組合法第九条の九第

の二第一項の規定にかかわらず、引き続き当該共済事業を行うことができる。

4 前項の規定により引き続き共済事業を行うことができない場合には、その協同組合連合会を新協同組合法第九條の九第五項において準用する新協同組合法第九條の六の二第一項に定める行政庁の認可を受けた協同組合連合会とみなして、新協同組合法の規定を適用する。

第五條 この法律の施行の際現に共済事業及び新協同組合法第九條の九第一項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第五項において準用する新協同組合法第九條の二第六項に規定する事業以外の事業を行う協同組合連合会であつて新協同組合法第九條の九第四項に規定する特定共済組合連合会に該当するものは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、同項本文の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

第六條 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（新協同組合法第三條に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。）（火災共済協同組合及び新協同組合法第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新協同組合法第十二條第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第七條 この法律の施行の際現に存する次に掲げる協同組合であつてその出資の総額が千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十五條第一項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、火災共済協同組合の出資の総額については、なお従前の例による。

一 新協同組合法第九條の二第七項に規定する特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に該当する事業協同組合又は事業協同小組合

二 火災共済協同組合
三 新協同組合法第九條の九第四項に規定する

特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）に該当する協同組合連合会

2 この法律の施行の際現に新協同組合法第九條の二第七項に規定する特定共済組合（再共済又は再再共済の事業を行うものに限り。）に該当する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は新協同組合法第九條の九第四項に規定する特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものに限り。）に該当する協同組合連合会であつてその出資の総額が三千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十五條第二項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に新協同組合法第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会であつてその出資の総額が五千万円に満たないものについては、新協同組合法第二十五條第三項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該協同組合連合会の出資の総額については、なお従前の例による。

第八條 この法律の施行の際現に共済事業を行う協同組合（火災共済協同組合及び新協同組合法第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）については、新協同組合法第三十三條第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第九條 この法律の施行の際現に存する協同組合であつて新協同組合法第三十五條第六項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十條 この法律の施行の際現に存する協同組合又は新協同組合法第七十條に規定する中小企業団体中央会の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の

終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第三十六條の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十二條 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十三條 第一條の規定による改正前の中小企業等協同組合法（以下「旧協同組合法」という。）の規定による役員の新協同組合法に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十四條 この法律の施行の際現に存する協同組合であつて新協同組合法第四十條の二第一項に規定する組合に該当するものについては、同条及び新協同組合法第四十條の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十五條 この法律の施行の際現に新協同組合法第五十七條の五に規定する方法以外でその業務上の余剰金を運用する共済事業を行う協同組合及び共済事業を行う協同組合以外の協同組合（信用協同組合及び新協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつて組合員（協同組合連合会にあつては、会員たる組合員（協同組合連合会にあっては、組合員たる組合員）の総数が新協同組合法第三十五條第六項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならぬ。

第十六條 新協同組合法第五十八條第一項及び第五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第五十八條第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十七條 新協同組合法第五十八條の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の区分から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の区分については、なお従前の例による。

第十八條 新協同組合法第五十八條の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る資金運用について適用する。

第十九條 新協同組合法第五十八條の六の規定は、この法律の施行の際現に存する協同組合であつて同条第一項に規定する組合に該当するものについては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十條 新協同組合法第五十八條の七の規定は、共済計理人を選任した日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第二十一條 新協同組合法第六十一條の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

第二十二條 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第五十五條の二第二項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

第二十三條 この法律の施行の際現に存する協同組合については、新協同組合法第六六條の三の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。
(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 この法律の施行の際現に存する輸出入取引法（以下「新輸出入法」という。）第十

九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条の六において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第二十五条 この法律の施行の際現に存する輸出組合又は輸入組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六條の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六條の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十七条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合につ

いては、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十八条 第二条の規定による改正前の輸出入取引法(以下「旧輸出入法」という。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律の施行の際現に新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十七條の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸出組合(組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。)は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2 この法律の施行の際現に新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十七條の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸入組合(組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。)は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

第三十一条 この法律の施行の際現に存する輸出

水産業組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六條の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に存する輸出水産業組合については、新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十四条 第三条の規定による改正前の輸出水産業の振興に関する法律(以下「旧輸出水産業法」という。)の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第三十五条 この法律の施行の際現に新輸出水産業法第二十条において準用する新協同組合法第五十七條の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸出水産業組合(組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。)は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

第三十六条 この法律の施行の際現に存する協業

決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会については、新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第三十五條第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第三十七条 この法律の施行の際現に存する協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十八条 この法律の施行の際現に存する協業組合については、新団体法第五條の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十六條の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会については、新団体法第四十七條第二項において準用する新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第三十九条 この法律の施行の際現に存する協業組合については、新団体法第五條の二十三第三項において準用する新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する商工組合及び商工組合連合会については、新団体法第四十七條第二項において準用する新協同組合法第三十六條の七第一項の規定は、施行日以後最初に終

了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十条 第四条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律（以下「旧団体法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第四十一条 この法律の施行の際現に新団体法第五十五条の二十三第三項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する協業組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならぬ。

2 この法律の施行の際現に新団体法第四十七条第二項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する商工組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）及び商工組合連合会（会員たる組合の組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならぬ。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、第五条の規定による改正後の鉱工業技術研究組合法（以下「新鉱工業組合法」という。）第十六条において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四十四条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第三十六条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十五条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十六条 第五条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法（以下「旧鉱工業組合法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条 この法律の施行の際現に存する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「商店街組合」という。）であつて第六十六条の規定による改正後の商店街振興組合法（以下「新商店街組合法」という。）第四十四条第五項に規定する組合に該当するものについては、同項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四十八条 この法律の施行の際現に存する商店街組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十九条 この法律の施行の際現に存する商店街組合については、新商店街組合法第四十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第五十条 この法律の施行の際現に存する商店街組合については、新商店街組合法第四十八条第五項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第五十一条 第六条の規定による改正前の商店街振興組合法（以下「旧商店街組合法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第五十二条 この法律の施行の際現に新商店街組合法第六十七条の二に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する商店街組合であつて組合員（商店街振興組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新商店街組合法第四十四条第五項の政令で定める基準を超えるものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならぬ。

2 新商店街組合法第六十七条の二の規定にかかわらず、組合員（商店街振興組合連合会にあっては、会員たる組合の組合員）の総数が新商店街組合法第四十四条第五項の政令で定める基準を超える商店街組合は、施行日から郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日までの間、郵便貯金によりその業務上の余裕金を運用することができる。

3 郵政民営化法の施行の日以後は、旧郵便貯金（郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。）は、新商店街組合法第六十七条の二第一号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

（処分等の効力）

第五十三条 旧協同組合法、旧輸出入法、旧輸出水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商店街組合法の規定によつてした処分、手続その他

の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十五条 附則第二条から第五十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第五十七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号並びに第四条の四第七項中「第九条の九第五項」を「第九条の九第六項」に改める。

第六条の六第一号及び第六条の七第三号中「第百六条第四項」を「第百六条第二項」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第五十八条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第三号中「第九条の二第三項ただし書」を「第九条の二第九項において読み替へて適用する同条第三項ただし書」に、「第九条の九第四項において」を「第九条の九第五項において読み替へて」に改める。

第二十七条の二第二項中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に、「第九条の六の二第三項」を「第九条の六の二第四項」に改める。
第二十八条の二第五項第二号中「第九条の六の二第一項又は第三項」を「第九条の六の二第一項又は第四項」に、「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同項第三号中「第一百五條の五又は第一百六條第一項から第三項まで」を「第一百六條第一項又は第一百六條の二第一項、第二項、第四項及び第五項」に改め、同条第六項中「第九条の六の二第二項」を「第九条の六の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項」に、「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改める。

第三十条中「又は農業協同組合等」を「農業協同組合等又は事業協同組合等」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第五十九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第一号中「第五十七条の三第二項ただし書」を「第五十七条の三第二項後段」に改める。

第一百五十一条第四項中「第一百五條各号」を「第一百五條第一項各号」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第六十条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第六号中「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

理由

最近の中小企業等協同組合等における事業運営の状況等にかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業等協同組合の行う共済事業についてその事業規模に応じて事業の健全運営を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済産業委員会議録第八号中正誤

ページ 段 行 誤

七 二 三 発行後

正 発効後

平成十八年五月十七日印刷

平成十八年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B